

# 美幌町地域防災計画新旧対照表 【一般防災編】

平成 2 9 年 3 月

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新			旧			説明
<b>第3節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民の責務</b> 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民の責務は、次のとおりである。			<b>第3節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民の責務</b> 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民の責務は、次のとおりである。			業務内容の見直し          名称変更
区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定地方 行政機関	網走開発建設部網走道路事務所	1 所轄道路の維持、修繕及び災害復旧に係る工事に関する事	指定地方 行政機関	網走開発建設部網走道路事務所	1 所轄道路の維持、修繕及び災害復旧に係る工事に関する事	
	網走開発建設部北見道路事務所	1 所轄道路の維持、修繕及び災害復旧に係る工事に関する事		網走開発建設部北見道路事務所	1 所轄道路の維持、修繕及び災害復旧に係る工事に関する事	
	網走開発建設部北見河川事務所	1 所轄河川の改修、維持、修繕及び災害復旧に係る工事に関する事。 <u>2 直轄河川の管理に関する事。</u> <u>3 直轄河川の水位、雨量等の情報の伝達に関する事。</u> 4 所轄河川の出水対策に関する事		網走開発建設部北見河川事務所	1 所轄河川の改良、維持、修繕及び災害復旧に係る工事に関する事。  2 所轄河川の出水対策に関する事	
	北海道財務局北見出張所	1 公共土木施設、農林施設等の災害復旧事業費の査定立会に関する事。 2 災害時における有価証券の売買取引に伴う受渡遅延に対する措置に関する事。 3 公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融通に関する事。 4 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融通及び保険金の支払い、保険料の払込みの猶予期間の延長り災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の指導に関する事。 5 災害時において公共団体に国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付の実施に関する事。		北海道財務局北見出張所	1 公共土木施設、農林施設等の災害復旧事業費の査定立会に関する事。 2 災害時における有価証券の売買取引に伴う受渡遅延に対する措置に関する事。 3 公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融通に関する事。 4 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融通及び保険金の支払い、保険料の払込みの猶予期間の延長り災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の指導に関する事。 5 災害時において公共団体に国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付の実施に関する事。	
	北海道農政事務所 北見地域拠点	1 災害時における応急用食料の調達及び供給に関する事。		北海道農政事務所 北見地域センター	1 災害時における応急用食料の調達及び供給に関する事。	
	日本年金機構 北見年金事務所	1 災害時における健康、厚生、船員保険等の保険料の徴収猶予を行うこと。 2 り災被保険者で被保険者証を紛失した者に対し、被保険者証の再交付の優先取り扱いを行うこと。 3 り災被保険者に対し、保険給付金等の優先取り扱いを行うこと。		日本年金機構 北見年金事務所	1 災害時における健康、厚生、船員保険等の保険料の徴収猶予を行うこと。 2 り災被保険者で被保険者証を紛失した者に対し、被保険者証の再交付の優先取り扱いを行うこと。 3 り災被保険者に対し、保険給付金等の優先取り扱いを行うこと。	
	北見公共職業安定所美幌分室	1 り災地域における労働力の供給を行うこと。 2 り災失業者の職業紹介を行うこと。 3 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡を行うこと。 4 雇用保険法による求職者給付のり災受給資格者に対し、優先取り扱いを行うこと。		北見公共職業安定所美幌分室	1 り災地域における労働力の供給を行うこと。 2 り災失業者の職業紹介を行うこと。 3 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡を行うこと。 4 雇用保険法による求職者給付のり災受給資格者に対し、優先取り扱いを行うこと。	
	網走南部森林管理署	1 林野火災の予防に関する事。 2 所轄国有林の治山対策に関する事。 3 災害時において公共団体の要請による緊急復旧用材の供給に関する事。 4 災害対策上、所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関する事。		網走南部森林管理署	1 林野火災の予防に関する事。 2 所轄国有林の治山対策に関する事。 3 災害時において公共団体の要請による緊急復旧用材の供給に関する事。 4 災害対策上、所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関する事。	

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新			旧			説 明
区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定地方 行政機関	北見運輸支局	1 災害時における自動車運送事業者の安全指導に関する事。 2 自動車分解整備事業者の安全指導に関する事。 3 災害時の運送確保の調整に関する事。	指定地方 行政機関	北見運輸支局	1 災害時における自動車運送事業者の安全指導に関する事。 2 自動車分解整備事業者の安全指導に関する事。 3 災害時の運送確保の調整に関する事。	網走地方 気象台を 追加
	北見労働基準監督署	1 事業所、工事等の産業災害の防止対策並びに指導に関する事。		北見労働基準監督署	1 事業所、工事等の産業災害の防止対策並びに指導に関する事。	
	網走地方気象台	<u>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。</u> <u>2 気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事。</u> <u>3 気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な発表、防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民周知に関する事。</u> <u>4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事。</u> <u>5 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事。</u> <u>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、北海道や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。</u> <u>7 北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。</u>	(以下略)			
(以下略)			(以下略)			

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新																			
第4節 美幌町の自然条件																			
第1 位置及び面積																			
<p>美幌町は、北海道の東部に位置し、北緯 43 度 35 分 44 秒から 43 度 53 分 29 秒、東経 143 度 54 分 57 秒から 144 度 20 分 9 秒の間にあり、東西 33.8 キロメートル、南北 32.9 キロメートルで、面積は 438.41 平方キロメートルである。</p> <p>町の東及び北は大空町、西は北見市、南は津別町、弟子屈町に接し、オホーツク管内の南東部に位置する。</p>																			
第2～第4 (略)																			
別表 1 気象概況 <span style="float: right;">美幌地域気象観測所 (美幌町字福住)</span>																			
区分	降水量 (mm)					気温 (°C)				風速 (m/s)				年間					
	年	日最大	起日	1時間最大	起日	平均	最高	起日	最低	起日	平均	最大	風向	起日	日照時間	真冬日	夏日	真夏日	冬日
年次																			
昭和 51 年	384	39	6/23	10	10/21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	379	43	9/20	18	9/4	-1.3	23.9	10/23	-20.9	12/28	1.1	9.0	北西	12/30	364.2	17	0]	0]	59
53	618	34	9/17	12	6/18	4.9	34.5	7/30	-31.2	2/17	1.7	14.0	北北西	3/1	2,623.6	86	60	17	185
54	726	84	10/1	12	10/1	5.2	31.9	8/12	-25.1	1/13	1.7	12.0	北西	10/20	2,384.8	73	42	4	180
55	404	41	6/18	10	10/31	4.9	33.6	6/7	-26.9	2/16	1.8	11.0	北西	3/11	2,180.7	81	22	1	181
56	656	40	8/5	9	8/6	4.4	33.7	8/2	-24.0	3/9	1.9	12.0	///	8/23	2,238.3	88	32	5	187
57	544	56	9/13	26	7/13	5.5	33.5	7/10	-28.3	2/2	2.1	10.0	南	1/12	2,493.2	71	36	4	171
58	529	39	9/13	9	9/13	4.6	34.0	8/5	-25.3	2/17	2.2	11.0	北北西	1/27	2,311.7	88	20	4	174
59	539	82	8/8	42	8/8	4.8	31.9	8/2	-27.9	2/7	2.0	9.0	北北東	8/12	2,645.9	110	49	13	189
60	695	61	7/1	13	9/7	4.8	33.7	8/10	-30.2	1/25	2.1	10.0	北	5/16	2,455.9	86	43	13	180
61	606	93	9/4	27	8/20	4.2	34.7	7/31	-27.2	3/4	2.0	10.0	北北西	4/28	2,397.2	88	34	8	182
62	609	43	7/17	14	7/2	5.1	31.8	6/7	-27.3	1/21	2.0	10.0	西	11/24	2,421.0	82	38	3	175
63	624	67	11/24	15	8/5	4.9	31.4	8/2	-24.6	2/17	1.9	13.0	北	10/30	2,458.4	73	28	4	183
平成 元年	744	53	8/16	24	7/10	6.3	33.3	8/22	-23.7	1/26	2.0	10.0	北	4/28	2,349.8	60	38	10	169
2	862	35	11/10	13	5/12	6.8	32.4	7/24	-26.5	1/28	1.8	12.0	北北西	3/13	2,123.1	56	40	4	156
3	535	52	10/13	17	6/6	6.1	31.0	7/24	-21.2	2/25	1.8	11.0	北	2/17	1,675.6	71	25	2	170
4	887	136	9/11	20	8/25	5.2	31.8	7/28	-22.6	2/6	1.8	9.0	北北東	5/5	1,530.3	78	27	2	182
5	714	63	10/23	13	8/28	5.2	31.1	8/25	-20.5	1/23	1.8	10.0	北北西	3/14	1,487.9	66	18	1	181
6	731	66	9/20	25	7/23	6.2	36.5	8/7	-25.0	1/29	1.8	9.0	西	5/18	1,797.1	83	55	18	181
7	975	34	7/14	15	7/17	6.0	33.9	7/27	-22.5	3/4	1.7	10.0	北	2/1	1,531.8	79	30	4	149
8	688	49	5/10	12	5/10	4.9	32.9	5/30	-23.4	1/26	1.6	9.0	北西	4/15	1,579.6	76	21	4	187
9	781	38	9/19	12	10/5	5.8	32.1	7/24	-21.8	2/22	1.6	10.0	西北西	5/5	1,684.2	66	34	6	175
10	962	72	9/16	21	9/5	5.4	33.2	5/16	-25.3	2/7	1.5	8.0	西南西	11/3	1,713.5	82	25	3	170
11	649	61	5/5	17	7/25	6.0	34.5	8/3	-24.0	2/14	1.4	9.0	西北西	2/28	1,763.5	93	58	17	176
12	867	66	4/11	11	6/18	5.3	36.5	7/31	-26.2	1/26	1.3	8.0	北北西	12/26	1,800.3	95	49	9	183
13	848	115	9/11	20	7/6	4.7	32.0	5/15	-26.6	2/15	1.4	8.0	西北西	2/22	1,810.9	92	37	1	179
14	839	52	7/11	15	10/2	5.5	32.5	6/8	-22.2	12/28	1.4	9.0	北北西	2/19	1,796.7	65	23	3	168
15	642	69	8/9	21	8/9	5.1	30.2	6/19	-24.9	1/16	1.4	10.0	北北西	1/25	1,961.0	74	30	2	175
16	690	31	12/5	21	7/31	6.5	34.7	7/30	-22.2	1/7	1.4	11.0	北	2/23	1,774.8	72	58	16	177
17	548	37	7/27	12	8/15	5.8	32.9	6/23	-25.8	1/11	1.4	10.0	北北西	12/26	1,663.2	83	55	7	175
18	834	88	8/18	20	8/20	5.9	33.6	8/7	-23.9	1/22	1.3	8.0	西北西	3/20	1,643.8	68	47	12	183
19	620	30	9/8	15	7/22	5.7	33.7	8/15	-21.6	2/13	1.2	8.0	北西	12/21	1,685.7	70	46	13	179
20	533	35	8/27	14.5	10/1	5.8	31.4	8/6	-23.3	2/1	2.4	12.2	西北西	11/8	1,847.3	75	44	8	175
21	947	58	10/9	31	7/27	6.1	32.0	6/26	-21.5	2/24	2.5	13.9	北西	2/21	1,744.0	60	36	3	182
22	797	65	8/12	20	9/7	6.7	36.2	8/6	-27.4	2/4	2.5	13.1	西南西	3/13	1,845.2	62	67	17	175
23	780	52	9/22	15	9/2	6.0	33.6	8/11	-25.6	1/31	2.2	10.5	北北西	1/16	1,924.9	73	59	13	170
24	986	51	12/4	25	8/1	5.8	34.3	8/22	-25.3	2/3	2.2	10.4	西南西	4/26	1,763.6	89	58	17	154
25	885	95	9/16	25	9/15	6.0	33.4	8/19	-26.2	1/18	2.3	12.8	北西	3/2	1,813.9	69	56	9	167
26	760	58	8/24	27	8/24	5.8	37.2	6/3	-23.3]	2/8	2.3	12.5	南西	11/3	1,984.7	69	58	13	186
27	859	144	10/8	33	9/2	6.6	33.9	8/5	-23.1	2/4	2.3	13.4	南西	10/2	1,806.0	52	43	10	167
28	1112	79	9/9	22	8/21	5.6	32.3	5/21	-24.0	2/2	2.3	13.9]	北西	5/8	1,926.7	83	49	10	187

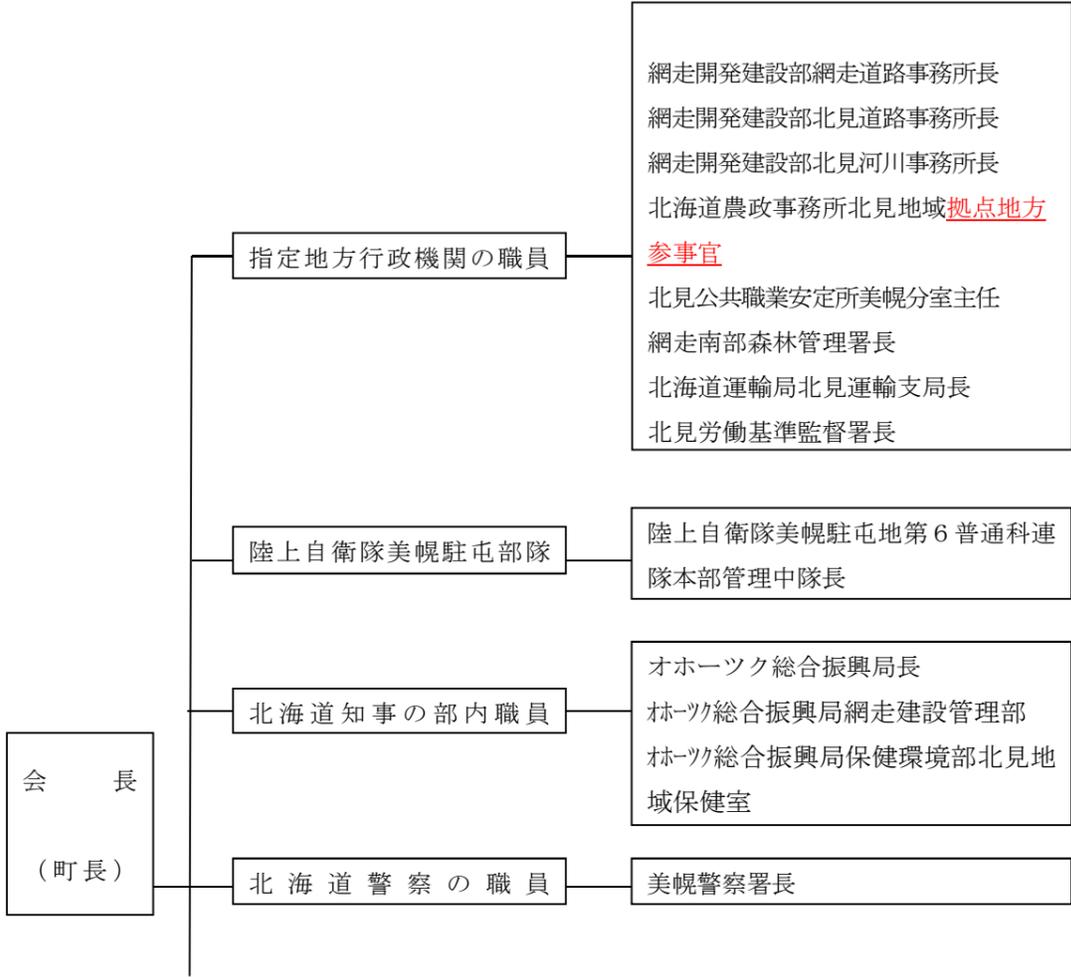
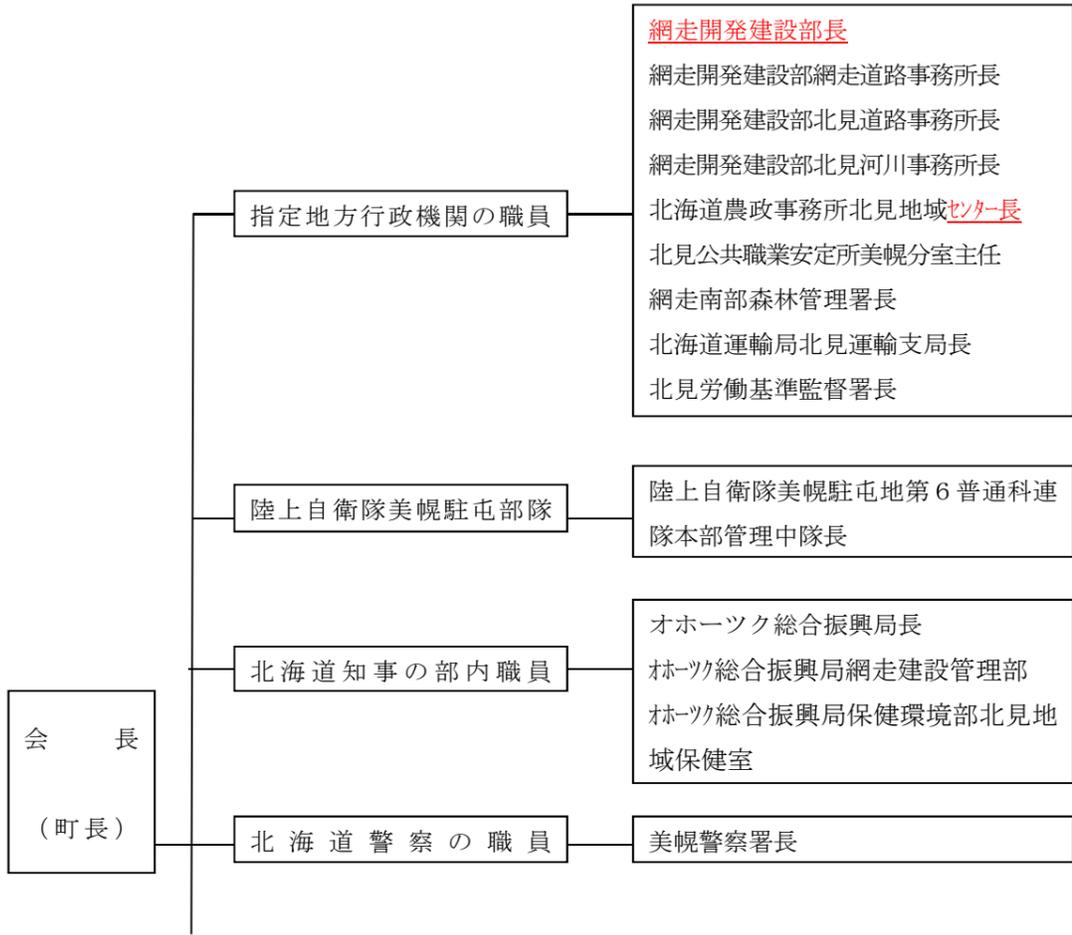
※ ]は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている(資料不足値)

旧																			
第4節 美幌町の自然条件																			
第1 位置及び面積																			
<p>美幌町は、北海道の東部に位置し、北緯 43 度 35 分 44 秒から 43 度 53 分 29 秒、東経 143 度 54 分 57 秒から 144 度 20 分 9 秒の間にあり、東西 33.8 キロメートル、南北 32.9 キロメートルで、面積は 438.36 平方キロメートルである。</p> <p>町の東及び北は大空町、西は北見市、南は津別町、弟子屈町に接し、オホーツク管内の南東部に位置する。</p>																			
第2～第4 (略)																			
別表 1 気象概況 <span style="float: right;">美幌地域気象観測所 (美幌町字福住)</span>																			
区分	降水量 (mm)					気温 (°C)				風速 (m/s)				年間					
	年	日最大	起日	1時間最大	起日	平均	最高	起日	最低	起日	平均	最大	風向	起日	日照時間	真冬日	夏日	真夏日	冬日
年次																			
昭和 51 年	384	39	6/23	10	10/21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	379	43	9/20	18	9/4	-1.3	23.9	10/23	-20.9	12/28	1.1	9.0	北西	12/30	364.2	17	0]	0]	59
53	618	34	9/17	12	6/18	4.9	34.5	7/30	-31.2	2/17	1.7	14.0	北北西	3/1	2,623.6	86	60	17	185
54	726	84	10/1	12	10/1	5.2	31.9	8/12	-25.1	1/13	1.7	12.0	北西	10/20	2,384.8	73	42	4	180
55	404	41	6/18	10	10/31	4.9	33.6	6/7	-26.9	2/16	1.8	11.0	北西	3/11	2,180.7	81	22	1	181
56	656	40	8/5	9	8/6	4.4	33.7	8/2	-24.0	3/9	1.9	12.0	///	8/23	2,238.3	88	32	5	187
57	544	56	9/13	26	7/13	5.5	33.5	7/10	-28.3	2/2	2.1	10.0	南	1/12	2,493.2	71	36	4	171
58	529	39	9/13	9	9/13	4.6	34.0	8/5	-25.3	2/17	2.2	11.0	北北西	1/27	2,311.7	88	20	4	174
59	539	82	8/8	42	8/8	4.8	31.9	8/2	-27.9	2/7	2.0	9.0	北北東	8/12	2,645.9	110	49	13	189
60	695	61	7/1	13	9/7	4.8	33.7	8/10	-30.2	1/25	2.1	10.0	北	5/16	2,455.9	86	43	13	180
61	606	93	9/4	27	8/20	4.2	34.7	7/31	-27.2	3/4	2.0	10.0	北北西	4/28	2,397.2	88	34	8	182
62	609	43	7/17	14	7/2	5.1	31.8	6/7	-27.3	1/21	2.0	10.0	西	11/24	2,421.0	82	38	3	175
63	624	67	11/24	15	8/5	4.9	31.4	8/2	-24.6	2/17	1.9	13.0	北	10/30	2,458.4	73	28	4	183
平成 元年	744	53	8/16	24	7/10	6.3	33.3	8/22	-23.7	1/26	2.0	10.0	北	4/28	2,349.8	60	38	10	169
2	862	35	11/10	13	5/12	6.8	32.4	7/24	-26.5	1/28	1.8	12.0	北北西	3/13	2,123.1	56	40	4	156
3	535	52	10/13	17	6/6	6.1	31.0	7/24	-21.2	2/25	1.8	11.0	北	2/17	1,675.6	71	25	2	170
4	887	136	9/11	20	8/25	5.2	31.8	7/28	-22.6										

新	旧	説 明																																				
<p><b>第5節 美幌町の災害の概況</b></p> <p><b>第1 気象災害の概況</b></p> <p>本町は、現在までは災害の少ない町である。自然の地勢環境に恵まれていることもあるが、しかし、近時治山、治水事業の積極的な推進と建造物の耐火構造普及により、災害は、漸次減少傾向をたどっている。</p> <p>1 干 害 雨量は少なく、夏期の気温が高く、日照時間が多い気象条件は、農作物の干害を起こす要因となっている。</p> <p>2 冷 害 オホーツク海高気圧の影響を受けると、冷涼風にみまわれ農作物の生育に大きな障害を与え、冷害となることがある。</p> <p>3 水 害 <u>比較的降水量の少ない地域であるが、夏期における短時間強雨、台風及び活発な秋雨前線により集中的に降水量が増加したときに発生している。一般に台風が接近する際はその勢力を弱めるが、時に勢力を維持して接近し、甚大な災害をもたらす場合がある。</u></p> <p><b>第2 災害記録</b></p> <p>美幌町の災害記録は別表2のとおりである。</p> <p><b>別表2 災害記録</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>災害の種類</th> <th>災害の概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治 39. 5 ～ (略)</td> <td>火 災</td> <td>川汲尋常小学校焼失</td> </tr> <tr> <td>平成 23. 9. 2</td> <td>水 害</td> <td>台風12号による大雨により、町道路肩決壊2カ所、横断管閉塞3カ所、路面法掘3地区、河川の法面決壊4カ所、川道浚渫2地区の被害。</td> </tr> <tr> <td><u>平成 24. 8. 1</u></td> <td><u>水 害</u></td> <td><u>大雨により、道路冠水2箇所、土砂流出9箇所、雨水桝閉鎖3箇所、路面洗掘・崩壊3箇所、路肩決壊8箇所、道路横断管閉鎖2箇所の被害。</u></td> </tr> <tr> <td><u>24. 8. 13</u></td> <td><u>水 害</u></td> <td><u>大雨により、道路路肩決壊・法面洗掘22箇所、土砂流出16箇所、道路側溝・トラフ・管土砂堆積10箇所の被害。</u></td> </tr> <tr> <td><u>25. 3. 2 ～ 3</u></td> <td><u>暴 風 雪</u></td> <td><u>暴風雪により、ビニールハウス等全半壊50棟、屋根の雪下ろし中に誤って転落の事故2名の人的被害(重傷)。</u></td> </tr> <tr> <td><u>25. 4. 7</u></td> <td><u>暴 風 雨</u></td> <td><u>暴風雨により、町道へ土砂の流入2箇所、ビニールハウスの半壊・一部損壊3棟の被害。</u></td> </tr> <tr> <td><u>25. 9. 16</u></td> <td><u>水 害</u></td> <td><u>台風18号による大雨により、災害対策本部設置、避難勧告を発令。避難所2箇所開設(受入7名)床下浸水10戸、町道通行止め2箇所、畑の流出及び冠水9ha、洗掘24箇所、法面崩壊4箇所、土砂流出6箇所、道路排水管閉塞3箇所の被害</u></td> </tr> <tr> <td><u>25. 10. 16</u></td> <td><u>暴 風 雨</u></td> <td><u>台風26号・27号による暴風雨により、畑より町道へ土砂流出被害1箇所</u></td> </tr> </tbody> </table>	年月日	災害の種類	災害の概況	明治 39. 5 ～ (略)	火 災	川汲尋常小学校焼失	平成 23. 9. 2	水 害	台風12号による大雨により、町道路肩決壊2カ所、横断管閉塞3カ所、路面法掘3地区、河川の法面決壊4カ所、川道浚渫2地区の被害。	<u>平成 24. 8. 1</u>	<u>水 害</u>	<u>大雨により、道路冠水2箇所、土砂流出9箇所、雨水桝閉鎖3箇所、路面洗掘・崩壊3箇所、路肩決壊8箇所、道路横断管閉鎖2箇所の被害。</u>	<u>24. 8. 13</u>	<u>水 害</u>	<u>大雨により、道路路肩決壊・法面洗掘22箇所、土砂流出16箇所、道路側溝・トラフ・管土砂堆積10箇所の被害。</u>	<u>25. 3. 2 ～ 3</u>	<u>暴 風 雪</u>	<u>暴風雪により、ビニールハウス等全半壊50棟、屋根の雪下ろし中に誤って転落の事故2名の人的被害(重傷)。</u>	<u>25. 4. 7</u>	<u>暴 風 雨</u>	<u>暴風雨により、町道へ土砂の流入2箇所、ビニールハウスの半壊・一部損壊3棟の被害。</u>	<u>25. 9. 16</u>	<u>水 害</u>	<u>台風18号による大雨により、災害対策本部設置、避難勧告を発令。避難所2箇所開設(受入7名)床下浸水10戸、町道通行止め2箇所、畑の流出及び冠水9ha、洗掘24箇所、法面崩壊4箇所、土砂流出6箇所、道路排水管閉塞3箇所の被害</u>	<u>25. 10. 16</u>	<u>暴 風 雨</u>	<u>台風26号・27号による暴風雨により、畑より町道へ土砂流出被害1箇所</u>	<p><b>第5節 美幌町の災害の概況</b></p> <p><b>第1 気象災害の概況</b></p> <p>本町は、現在までは災害の少ない町である。自然の地勢環境に恵まれていることもあるが、しかし、近時治山、治水事業の積極的な推進と建造物の耐火構造普及により、災害は、漸次減少傾向をたどっている。</p> <p>1 干 害 雨量は少なく、夏期の気温が高く、日照時間が多い気象条件は、農作物の干害を起こす要因となっている。</p> <p>2 冷 害 オホーツク海高気圧の影響を受けると、冷涼風にみまわれ農作物の生育に大きな障害を与え、冷害となることがある。</p> <p>3 水 害 <u>雨量の少ない地帯なので毎年水害を被ることはないが、過去に明治41、42、44年、大正2、3、8、9、11、12、13年、昭和10、16年、平成4年に水害の記録がある。しかし、治山、治水工事が進むとともに、大きな被害は減少してきている。</u></p> <p><b>第2 災害記録</b></p> <p>美幌町の災害記録は別表2のとおりである。</p> <p><b>別表2 災害記録</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>災害の種類</th> <th>災害の概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治 39. 5 ～ (略)</td> <td>火 災</td> <td>川汲尋常小学校焼失</td> </tr> <tr> <td>平成 23. 9. 2</td> <td>水 害</td> <td>台風12号による大雨により、町道路肩決壊2カ所、横断管閉塞3カ所、路面法掘3地区、河川の法面決壊4カ所、川道浚渫2地区の被害。</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	災害の種類	災害の概況	明治 39. 5 ～ (略)	火 災	川汲尋常小学校焼失	平成 23. 9. 2	水 害	台風12号による大雨により、町道路肩決壊2カ所、横断管閉塞3カ所、路面法掘3地区、河川の法面決壊4カ所、川道浚渫2地区の被害。	<p>概況更新</p> <p>平成24年以降の災害記録を追記</p>
年月日	災害の種類	災害の概況																																				
明治 39. 5 ～ (略)	火 災	川汲尋常小学校焼失																																				
平成 23. 9. 2	水 害	台風12号による大雨により、町道路肩決壊2カ所、横断管閉塞3カ所、路面法掘3地区、河川の法面決壊4カ所、川道浚渫2地区の被害。																																				
<u>平成 24. 8. 1</u>	<u>水 害</u>	<u>大雨により、道路冠水2箇所、土砂流出9箇所、雨水桝閉鎖3箇所、路面洗掘・崩壊3箇所、路肩決壊8箇所、道路横断管閉鎖2箇所の被害。</u>																																				
<u>24. 8. 13</u>	<u>水 害</u>	<u>大雨により、道路路肩決壊・法面洗掘22箇所、土砂流出16箇所、道路側溝・トラフ・管土砂堆積10箇所の被害。</u>																																				
<u>25. 3. 2 ～ 3</u>	<u>暴 風 雪</u>	<u>暴風雪により、ビニールハウス等全半壊50棟、屋根の雪下ろし中に誤って転落の事故2名の人的被害(重傷)。</u>																																				
<u>25. 4. 7</u>	<u>暴 風 雨</u>	<u>暴風雨により、町道へ土砂の流入2箇所、ビニールハウスの半壊・一部損壊3棟の被害。</u>																																				
<u>25. 9. 16</u>	<u>水 害</u>	<u>台風18号による大雨により、災害対策本部設置、避難勧告を発令。避難所2箇所開設(受入7名)床下浸水10戸、町道通行止め2箇所、畑の流出及び冠水9ha、洗掘24箇所、法面崩壊4箇所、土砂流出6箇所、道路排水管閉塞3箇所の被害</u>																																				
<u>25. 10. 16</u>	<u>暴 風 雨</u>	<u>台風26号・27号による暴風雨により、畑より町道へ土砂流出被害1箇所</u>																																				
年月日	災害の種類	災害の概況																																				
明治 39. 5 ～ (略)	火 災	川汲尋常小学校焼失																																				
平成 23. 9. 2	水 害	台風12号による大雨により、町道路肩決壊2カ所、横断管閉塞3カ所、路面法掘3地区、河川の法面決壊4カ所、川道浚渫2地区の被害。																																				

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新			旧			説明
年月日	災害の種類	災害の概況				
平成 26. 5. 9	草地崩落	栄森地区の個人所有の草地が崩落し、隣接する林地及び林道が埋まった。人的・住家被害無なし				
26. 8. 10 ～11	水 害	台風 11 号による大雨により、町道崩落 1 箇所、農地の一部が冠水				
26. 12. 17 ～18	暴 風 雪	暴風雪により、災害対策本部設置。国道 3 路線、道道 3 路線通行止め。 倒木による屋根の破損 2 件・停電 100 戸・農業用ハウスビニール全壊 2 棟一部破損 2 棟の被害。				
27. 2. 1 ～ 2	暴 風 雪	暴風雪により、災害対策本部設置。国道 3 路線、道道 3 路線通行止め。 臨時避難所開設（しゃきっとプラザ 受入 11 名）。				
27. 2. 15 ～ 16	暴 風 雪	暴風雪により、国道 3 路線、道道 1 路線、町道 4 路線通行止め。臨時避難所開設（しゃきっとプラザ 受入 68 名）。				
27. 3. 2 ～ 3	暴 風 雪	暴風雪により、国道 3 路線、道道 2 路線、町道 1 路線通行止め。 臨時避難所開設（しゃきっとプラザ 受入 17 名）。				
27. 10. 8 ～ 9	暴 風 雨	台風 23 号(低気圧に変わる)による大雨により、災害対策本部設置 避難勧告・指示発令、避難所・臨時避難所：計 6 箇所開設（受入 353 名）。 町道 69 箇所、下水道 2 箇所、公園 4 箇所、林道 2 箇所、その他都市施設 1 箇所、床下浸水 41 棟、非住宅一部損壊 3 棟、農地 11ha、農作物被害 45ha、農業施設 5 箇所、営農施設 7 箇所、畜産被害 4 箇所、河川 6 箇所の被害。				
28. 1. 19 ～20	暴 風 雪	暴風雪により国道 3 路線、道道 2 路線、町道 3 路線通行止め。 臨時避難所開設（しゃきっとプラザ 受入 3 名）。 災害対策本部設置。				
28. 3. 1	暴 風 雪	暴風雪により、国道 4 路線、道道 2 路線、町道 2 路線通行止め。 臨時避難所開設（しゃきっとプラザ 受入 7 名）。 災害対策本部設置。				
28. 8. 18	水 害	台風第 7 号（温帯低気圧の変わる）による大雨により、町道 1 路線通行止め。臨時避難所開設。 農作物被害 3. 1ha、営農施設被害ビニールハウス 1 2 棟、倉庫 4 棟 災害対策本部設置。				
28. 8. 20 ～23	水 害	8 月台風（9 号・1 1 号）による大雨により、避難勧告・避難指示発令、 避難所・臨時避難所：2 箇所開設（受入 1 2 1 名） 国道 1 路線、道道 1 路線、町道 4 路線通行止め。 町道 4 6 箇所、河川 5 箇所、公園 2 箇所、林道 4 路線 1 2 箇所、 農作物 32. 79ha 災害対策本部設置。				

新	旧	説明
<p><b>第2章 防災組織</b></p> <p>災害の予防、応急対策及び復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。</p> <p>なお、美幌町における防災行政を総合的に運営するための組織として基本法に基づく町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する</p> <p><b>第1節 防災会議</b></p> <p>町防災会議は、町長を会長とし、基本法第 16 条第 6 項の規定に基づく美幌町<u>附属機関に関する</u>条例第 3 条第 2 項に定めるものを委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害の発生時における情報の収集、機関相互の連絡調整等を行なう。</p> <p><b>第1 防災会議の組織</b></p> <p>町防災会議の組織は、次のとおりとする。</p> 	<p><b>第2章 防災組織</b></p> <p>災害の予防、応急対策及び復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。</p> <p>なお、美幌町における防災行政を総合的に運営するための組織として基本法に基づく町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する。</p> <p><b>第1節 防災会議</b></p> <p>町防災会議は、町長を会長とし、基本法第 16 条第 6 項の規定に基づく美幌町<u>防災会議</u>条例第 3 条第 5 項に定めるものを委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害の発生時における情報の収集、機関相互の連絡調整等を行なう。</p> <p><b>第1 防災会議の組織</b></p> <p>町防災会議の組織は、次のとおりとする。</p> 	<p>既存条例の改廃・統合による修正</p> <p>委員から削除</p> <p>名称変更</p>

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新	旧	説明
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">町長の部内職員</div> <div style="margin-left: 10px;">美幌町副町長 美幌町総務部長</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 100px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">美幌町教育委員会教育長</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">広域事務組合の職員</div> <div style="margin-left: 10px;">美幌・津別広域事務組合消防本部消防長 美幌・津別広域事務組合美幌消防団長</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">指定公共機関の職員</div> <div style="margin-left: 10px;">北海道旅客鉄道(株)北見駅長 東日本電信電話(株)北海道支店長 (委託機関：(株)NTT東日本-北海道北見支店長) 日本放送協会北見放送局長 北海道電力(株)北見支店長 日本通運(株)美幌支店長 <del>日本郵便(株)美幌支店長</del></div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">指定地方公共機関の職員</div> <div style="margin-left: 10px;">網走川土地改良区理事長 美幌医師会会長</div> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">町長の部内職員</div> <div style="margin-left: 10px;">美幌町副町長 美幌町総務部長</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 100px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">美幌町教育委員会教育長</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">広域事務組合の職員</div> <div style="margin-left: 10px;">美幌・津別広域事務組合消防本部消防長 美幌・津別広域事務組合美幌消防団長</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">地方公共機関の職員</div> <div style="margin-left: 10px;">北海道旅客鉄道(株)北見駅長 東日本電信電話(株)北海道支店長 (委託機関：(株)NTT東日本-北海道北見支店長) 日本放送協会北見放送局長 北海道電力(株)北見支店長 日本通運(株)美幌支店長 <del>郵便事業(株)美幌支店長</del> <b>美幌郵便局長</b></div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">指定地方公共機関の職員</div> <div style="margin-left: 10px;">網走川土地改良区理事長 美幌医師会会長</div> </div> </div>	<p>文言整理</p> <p>名称変更</p>
<p><b>第2 防災会議の運営</b></p> <p>町防災会議の運営は、美幌町<u>附属機関に関する</u>条例及び美幌町防災会議の運営規程の定めるところによる。</p>	<p><b>第2 防災会議の運営</b></p> <p>町防災会議の運営は、美幌町<u>防災会議</u>条例及び美幌町防災会議の運営規程の定めるところによる。</p>	<p>既存条例の改廃・統合による修正</p>

新	旧	説 明																						
<p><b>第2節 災害対策本部</b></p> <p>町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合が必要であると認められるときは、基本法第23条に基づき、次により本部を設置し、防災活動を推進するものとする。</p> <p><b>第1 本部設置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">法に基づく設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">設 置</td> <td>                     本部の設置は、基本法第23条第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めるときに設置する。                      1 本町に影響のある暴風雪、大雨、洪水その他の気象業務法に基づく警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策の必要が認められるとき。                      2 震度5弱以上の地震が発生したとき。                      3 大規模な火事、爆発等が発生したとき。                      4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその対策を図る必要があるとき。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td>美 幌 町 ○ ○ ○ 災 害 対 策 本 部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設置場所</td> <td> <u>本部は原則として本庁舎に設置する。ただし、より難いときは、別に設置することができる。</u>  <u>他の施設：美幌町保健福祉総合センター、美幌町民会館 等</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公 表</td> <td>                     直ちに、住民等に周知し、次の機関に通知するとともに庁舎正面玄関に標識を掲げる。                      1 オホーツク総合振興局                      2 美幌町防災会議構成機関                      3 隣接の市町                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃 止</td> <td>町長が廃止する。 廃止の公表は、設置に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 名称については、災害名を付するものとする。</p>	区分	法に基づく設置	設 置	本部の設置は、基本法第23条第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めるときに設置する。 1 本町に影響のある暴風雪、大雨、洪水その他の気象業務法に基づく警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策の必要が認められるとき。 2 震度5弱以上の地震が発生したとき。 3 大規模な火事、爆発等が発生したとき。 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその対策を図る必要があるとき。	名 称	美 幌 町 ○ ○ ○ 災 害 対 策 本 部	設置場所	<u>本部は原則として本庁舎に設置する。ただし、より難いときは、別に設置することができる。</u> <u>他の施設：美幌町保健福祉総合センター、美幌町民会館 等</u>	公 表	直ちに、住民等に周知し、次の機関に通知するとともに庁舎正面玄関に標識を掲げる。 1 オホーツク総合振興局 2 美幌町防災会議構成機関 3 隣接の市町	廃 止	町長が廃止する。 廃止の公表は、設置に準ずる。	<p><b>第2節 災害対策本部</b></p> <p>町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合が必要であると認められるときは、基本法第23条に基づき、次により本部を設置し、防災活動を推進するものとする。</p> <p><b>第1 本部設置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">法に基づく設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">設 置</td> <td>                     本部の設置は、基本法第23条第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めるときに設置する。                      1 本町に影響のある暴風雪、大雨、洪水その他の気象業務法に基づく警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策の必要が認められるとき。                      2 震度5弱以上の地震が発生したとき。                      3 大規模な火事、爆発等が発生したとき。                      4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその対策を図る必要があるとき。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td>美 幌 町 ○ ○ ○ 災 害 対 策 本 部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公 表</td> <td>                     直ちに、住民等に周知し、次の機関に通知するとともに庁舎正面玄関に標識を掲げる。                      1 オホーツク総合振興局                      2 美幌町防災会議構成機関                      3 隣接の市町                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃 止</td> <td>町長が廃止する。 廃止の公表は、設置に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 名称については、災害名を付するものとする。</p>	区分	法に基づく設置	設 置	本部の設置は、基本法第23条第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めるときに設置する。 1 本町に影響のある暴風雪、大雨、洪水その他の気象業務法に基づく警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策の必要が認められるとき。 2 震度5弱以上の地震が発生したとき。 3 大規模な火事、爆発等が発生したとき。 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその対策を図る必要があるとき。	名 称	美 幌 町 ○ ○ ○ 災 害 対 策 本 部	公 表	直ちに、住民等に周知し、次の機関に通知するとともに庁舎正面玄関に標識を掲げる。 1 オホーツク総合振興局 2 美幌町防災会議構成機関 3 隣接の市町	廃 止	町長が廃止する。 廃止の公表は、設置に準ずる。	<p>追 加</p>
区分	法に基づく設置																							
設 置	本部の設置は、基本法第23条第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めるときに設置する。 1 本町に影響のある暴風雪、大雨、洪水その他の気象業務法に基づく警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策の必要が認められるとき。 2 震度5弱以上の地震が発生したとき。 3 大規模な火事、爆発等が発生したとき。 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその対策を図る必要があるとき。																							
名 称	美 幌 町 ○ ○ ○ 災 害 対 策 本 部																							
設置場所	<u>本部は原則として本庁舎に設置する。ただし、より難いときは、別に設置することができる。</u> <u>他の施設：美幌町保健福祉総合センター、美幌町民会館 等</u>																							
公 表	直ちに、住民等に周知し、次の機関に通知するとともに庁舎正面玄関に標識を掲げる。 1 オホーツク総合振興局 2 美幌町防災会議構成機関 3 隣接の市町																							
廃 止	町長が廃止する。 廃止の公表は、設置に準ずる。																							
区分	法に基づく設置																							
設 置	本部の設置は、基本法第23条第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めるときに設置する。 1 本町に影響のある暴風雪、大雨、洪水その他の気象業務法に基づく警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策の必要が認められるとき。 2 震度5弱以上の地震が発生したとき。 3 大規模な火事、爆発等が発生したとき。 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその対策を図る必要があるとき。																							
名 称	美 幌 町 ○ ○ ○ 災 害 対 策 本 部																							
公 表	直ちに、住民等に周知し、次の機関に通知するとともに庁舎正面玄関に標識を掲げる。 1 オホーツク総合振興局 2 美幌町防災会議構成機関 3 隣接の市町																							
廃 止	町長が廃止する。 廃止の公表は、設置に準ずる。																							

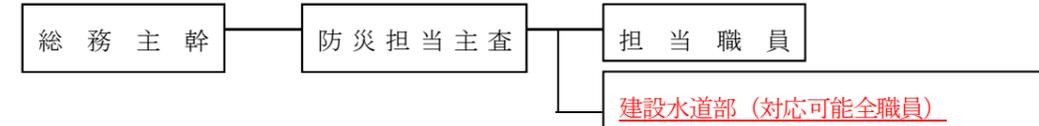
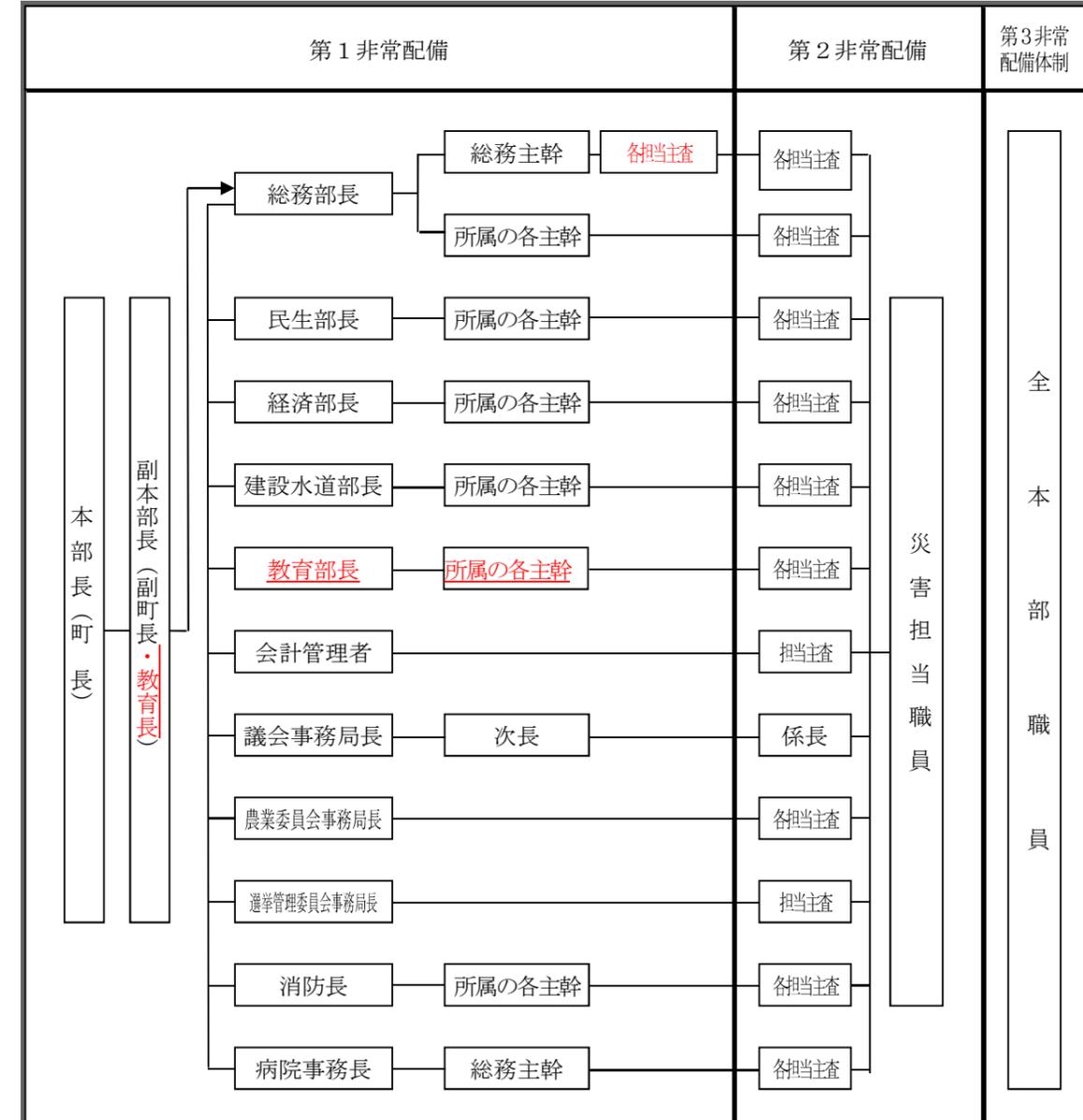
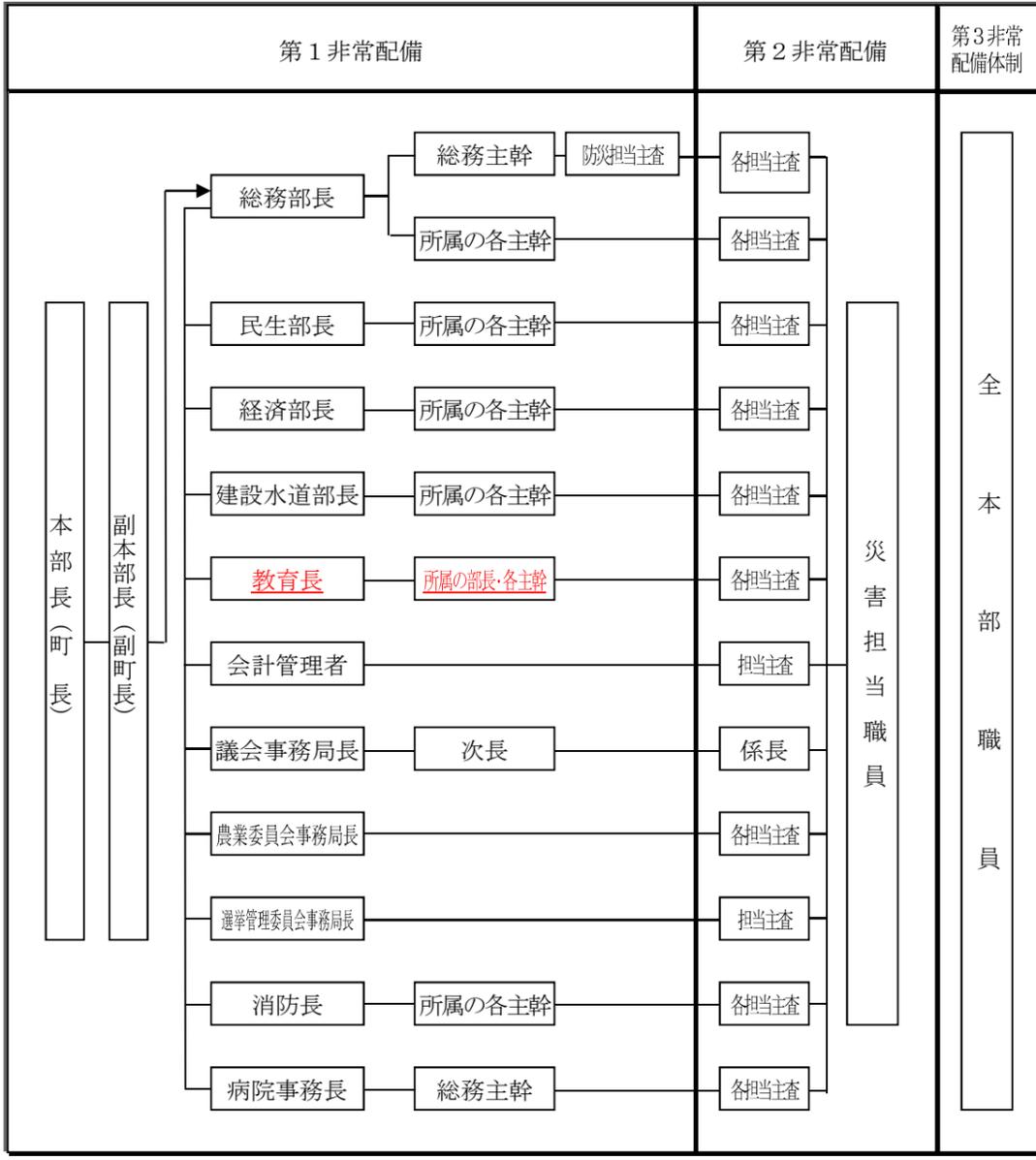


美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新	旧	説 明																
<p><b>4 災害対策本部の業務分担</b> 本部の各部、班の業務分担は、次のとおりとする。 <u>ただし、災害の種類・規模等によりこの限りではない。</u></p> <table border="1" data-bbox="201 432 1353 936"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>業務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>財務班</td> <td>                     1 避難者及び人的被害者の把握、名簿の作成に関する事。                      2 国、道に対する要請及び報告に関する事。                      3 災害統計に関する事。                      4 災害現場の活動状況等に関する事。                      5 災害と総合計画の調整に関する事。                      6 り災者の食糧供給に関する事。                      7 災害関係予算の編成及び資金の調達に関する事。                      8 災害関係経費の経理に関する事。                      9 町有財産の被害調査及び応急対策並びに災害保険に関する事。                      10 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関する事。                      11 輸送に関する事。                 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	業務分担	総務部	財務班	1 避難者及び人的被害者の把握、名簿の作成に関する事。 2 国、道に対する要請及び報告に関する事。 3 災害統計に関する事。 4 災害現場の活動状況等に関する事。 5 災害と総合計画の調整に関する事。 6 り災者の食糧供給に関する事。 7 災害関係予算の編成及び資金の調達に関する事。 8 災害関係経費の経理に関する事。 9 町有財産の被害調査及び応急対策並びに災害保険に関する事。 10 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関する事。 11 輸送に関する事。	<p><b>第4 災害対策本部の業務分担</b> 本部の各部、班の業務分担は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1475 432 2626 936"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>業務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>財務・ 契約財産班</td> <td>                     1 避難者及び人的被害者の把握、名簿の作成に関する事。                      2 国、道に対する要請及び報告に関する事。                      3 災害統計に関する事。                      4 災害現場の活動状況等に関する事。                      5 災害と総合計画の調整に関する事。                      6 り災者の食糧供給に関する事。                      7 災害関係予算の編成及び資金の調達に関する事。                      8 災害関係経費の経理に関する事。                      9 町有財産の被害調査及び応急対策並びに災害保険に関する事。                      10 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関する事。                      11 輸送に関する事。                 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	業務分担	総務部	財務・ 契約財産班	1 避難者及び人的被害者の把握、名簿の作成に関する事。 2 国、道に対する要請及び報告に関する事。 3 災害統計に関する事。 4 災害現場の活動状況等に関する事。 5 災害と総合計画の調整に関する事。 6 り災者の食糧供給に関する事。 7 災害関係予算の編成及び資金の調達に関する事。 8 災害関係経費の経理に関する事。 9 町有財産の被害調査及び応急対策並びに災害保険に関する事。 10 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関する事。 11 輸送に関する事。	<p>追加</p> <p>組織改編による修正</p>				
部名	班名	業務分担																
総務部	財務班	1 避難者及び人的被害者の把握、名簿の作成に関する事。 2 国、道に対する要請及び報告に関する事。 3 災害統計に関する事。 4 災害現場の活動状況等に関する事。 5 災害と総合計画の調整に関する事。 6 り災者の食糧供給に関する事。 7 災害関係予算の編成及び資金の調達に関する事。 8 災害関係経費の経理に関する事。 9 町有財産の被害調査及び応急対策並びに災害保険に関する事。 10 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関する事。 11 輸送に関する事。																
部名	班名	業務分担																
総務部	財務・ 契約財産班	1 避難者及び人的被害者の把握、名簿の作成に関する事。 2 国、道に対する要請及び報告に関する事。 3 災害統計に関する事。 4 災害現場の活動状況等に関する事。 5 災害と総合計画の調整に関する事。 6 り災者の食糧供給に関する事。 7 災害関係予算の編成及び資金の調達に関する事。 8 災害関係経費の経理に関する事。 9 町有財産の被害調査及び応急対策並びに災害保険に関する事。 10 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関する事。 11 輸送に関する事。																
<p>(以下 略)</p> <table border="1" data-bbox="201 1026 1335 1879"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>業務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">民生部</td> <td>保健福祉班</td> <td>                     (略)  <u>10 り災者に関する生活保護に関する事</u>                      11 福祉施設の炊き出し計画及び食糧の確保に関する事。                      12 福祉施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。                      13 避難施設への誘導に関する事。                      14 医療機関との連絡調整に関する事。                      15 北見地域保健室との連絡調整に関する事。                      16 災害時の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関する事。                 </td> </tr> <tr> <td>環境生活班</td> <td>                     1 救護者の調査確認に関する事。                      2 救護物資の調査、配給計画の調査立案に関する事。                      3 救護物資調達、保管及び配給に関する事。                      4 災害死亡者の火葬及び埋葬に関する事。                      5 災害による人口動態の調査把握に関する事。                      6 行方不明者の捜索に関する事。                      7 被災地の巡回公聴活動に関する事                      8 自治会への協力要請に関する事。                      9 被災地の環境衛生に関する事                      10 災害時による塵芥、汚物の処理に関する事。                      11 被災地の死亡獣畜等の運搬に関する事。                      12 り災者被保険者証の再交付及び保険料の減免等の措置に関する事。                 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	業務分担	民生部	保健福祉班	(略) <u>10 り災者に関する生活保護に関する事</u> 11 福祉施設の炊き出し計画及び食糧の確保に関する事。 12 福祉施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 13 避難施設への誘導に関する事。 14 医療機関との連絡調整に関する事。 15 北見地域保健室との連絡調整に関する事。 16 災害時の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関する事。	環境生活班	1 救護者の調査確認に関する事。 2 救護物資の調査、配給計画の調査立案に関する事。 3 救護物資調達、保管及び配給に関する事。 4 災害死亡者の火葬及び埋葬に関する事。 5 災害による人口動態の調査把握に関する事。 6 行方不明者の捜索に関する事。 7 被災地の巡回公聴活動に関する事 8 自治会への協力要請に関する事。 9 被災地の環境衛生に関する事 10 災害時による塵芥、汚物の処理に関する事。 11 被災地の死亡獣畜等の運搬に関する事。 12 り災者被保険者証の再交付及び保険料の減免等の措置に関する事。	<p>(以下 略)</p> <table border="1" data-bbox="1475 1026 2626 1879"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>業務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">民生部</td> <td>保健福祉班</td> <td>                     (略)                      10 福祉施設の炊き出し計画及び食糧の確保に関する事。                      11 福祉施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。                      12 避難施設への誘導に関する事。                      13 医療機関との連絡調整に関する事。                      14 北見地域保健室との連絡調整に関する事。                      15 災害時の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関する事。                 </td> </tr> <tr> <td>環境生活班</td> <td>                     1 救護者の調査確認に関する事。                      2 救護物資の調査、配給計画の調査立案に関する事。                      3 救護物資調達、保管及び配給に関する事。  <u>4 り災者に対する生活保護に関する事。</u>                      5 災害死亡者の火葬及び埋葬に関する事。                      6 災害による人口動態の調査把握に関する事。                      7 行方不明者の捜索に関する事。                      9 被災地の巡回公聴活動に関する事                      10 自治会への協力要請に関する事。                      11 被災地の環境衛生に関する事                      12 災害時による塵芥、汚物の処理に関する事。                      13 被災地の死亡獣畜等の運搬に関する事。                      14 り災者被保険者証の再交付及び保険料の減免等の措置に関する事。                 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	業務分担	民生部	保健福祉班	(略) 10 福祉施設の炊き出し計画及び食糧の確保に関する事。 11 福祉施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 12 避難施設への誘導に関する事。 13 医療機関との連絡調整に関する事。 14 北見地域保健室との連絡調整に関する事。 15 災害時の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関する事。	環境生活班	1 救護者の調査確認に関する事。 2 救護物資の調査、配給計画の調査立案に関する事。 3 救護物資調達、保管及び配給に関する事。 <u>4 り災者に対する生活保護に関する事。</u> 5 災害死亡者の火葬及び埋葬に関する事。 6 災害による人口動態の調査把握に関する事。 7 行方不明者の捜索に関する事。 9 被災地の巡回公聴活動に関する事 10 自治会への協力要請に関する事。 11 被災地の環境衛生に関する事 12 災害時による塵芥、汚物の処理に関する事。 13 被災地の死亡獣畜等の運搬に関する事。 14 り災者被保険者証の再交付及び保険料の減免等の措置に関する事。	<p>業務分担の修正</p>
部名	班名	業務分担																
民生部	保健福祉班	(略) <u>10 り災者に関する生活保護に関する事</u> 11 福祉施設の炊き出し計画及び食糧の確保に関する事。 12 福祉施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 13 避難施設への誘導に関する事。 14 医療機関との連絡調整に関する事。 15 北見地域保健室との連絡調整に関する事。 16 災害時の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関する事。																
	環境生活班	1 救護者の調査確認に関する事。 2 救護物資の調査、配給計画の調査立案に関する事。 3 救護物資調達、保管及び配給に関する事。 4 災害死亡者の火葬及び埋葬に関する事。 5 災害による人口動態の調査把握に関する事。 6 行方不明者の捜索に関する事。 7 被災地の巡回公聴活動に関する事 8 自治会への協力要請に関する事。 9 被災地の環境衛生に関する事 10 災害時による塵芥、汚物の処理に関する事。 11 被災地の死亡獣畜等の運搬に関する事。 12 り災者被保険者証の再交付及び保険料の減免等の措置に関する事。																
部名	班名	業務分担																
民生部	保健福祉班	(略) 10 福祉施設の炊き出し計画及び食糧の確保に関する事。 11 福祉施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 12 避難施設への誘導に関する事。 13 医療機関との連絡調整に関する事。 14 北見地域保健室との連絡調整に関する事。 15 災害時の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関する事。																
	環境生活班	1 救護者の調査確認に関する事。 2 救護物資の調査、配給計画の調査立案に関する事。 3 救護物資調達、保管及び配給に関する事。 <u>4 り災者に対する生活保護に関する事。</u> 5 災害死亡者の火葬及び埋葬に関する事。 6 災害による人口動態の調査把握に関する事。 7 行方不明者の捜索に関する事。 9 被災地の巡回公聴活動に関する事 10 自治会への協力要請に関する事。 11 被災地の環境衛生に関する事 12 災害時による塵芥、汚物の処理に関する事。 13 被災地の死亡獣畜等の運搬に関する事。 14 り災者被保険者証の再交付及び保険料の減免等の措置に関する事。																

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新			旧			説 明
部名	班名	業務分担	部名	班名	業務分担	
民生部	児童支援班	1 保育園、コミュニティセンター、保育所、学童保育所、児童センター、 <del>子ども発達支援</del> センター、子育て支援センター、幼児ことばの教室利用者等の避難誘導に関する事。 2 り災保育園等の医療、防疫、給食等に関する事。	民生部	児童支援班	1 保育園、コミュニティセンター、保育所、学童保育所、児童センター、 <del>母</del> <del>子通園</del> センター、子育て支援センター、幼児ことばの教室利用者等の避難誘導に関する事。 2 り災保育園等の医療、防疫、給食等に関する事。	組織改編による修正
(以下 略)			(以下 略)			
出納審査部	出納 <del>審査</del> 班	1 災害時における出納事務に関する事。 2 災害による物品購入及び払出の検収に関する事。 3 災害における援護、見舞金品の出納保管に関する事。	出納部	出納班	1 災害時における出納事務に関する事。 2 災害による物品購入及び払出の検収に関する事。 3 災害における援護、見舞金品の出納保管に関する事。	
(以下 略)			(以下 略)			文言整理
国保病院部	総務班	1 り災者の収容、治療及び助産等の業務に関する事。 2 救急医療活動に関する事。 3 医療機関との連絡に関する事。	国保病院部	総務班	1 り災者の収容、治療及び助産等の業務に関する事。 2 <del>救急医療対策本部</del> での救急医療活動に関する事。 3 医療機関との連絡に関する事。	

新	旧	説明
<p><b>第3節 配備体制</b></p> <p><b>第1 配備体制の種類と基準</b></p> <p>3 動員の方法</p> <p>(1) 水害・一般災害関係</p> <p>ア 注意体制</p>  <p>イ 第1～第3 非常配備体制</p> 	<p><b>第3節 配備体制</b></p> <p><b>第1 配備体制の種類と基準</b></p> <p>3 動員の方法</p> <p>(1) 水害・一般災害関係</p> <p>ア 注意体制</p>  <p>イ 第1～第3 非常配備体制</p> 	<p>配備体制の修正</p> <p>副本部長に教育長を追加</p>

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p>第2～5（略）</p> <p><b>第6 町長の職務の代理</b></p> <p><u>本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、不在時の指揮命令系統を確保するため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 20px;"><u>第1順位</u></span> <span style="margin-right: 20px;"><u>第2順位</u></span> <span style="margin-right: 20px;"><u>第3順位</u></span> </p> <p> <span style="margin-right: 20px;">本部長（町長）</span> <span style="margin-right: 20px;">→</span> <span style="margin-right: 20px;">副町長</span> <span style="margin-right: 20px;">→</span> <span style="margin-right: 20px;">教育長</span> <span style="margin-right: 20px;">→</span> <span>総務部長</span> </p>	<p>第2～5（略）</p>	<p>職務代理者の設置</p>

新	旧	説明
<p><b>第4節 自主防災組織</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 自主防災組織の活動</b></p> <p>自主防災組織は、次の事項等を目標と定め、平常時及び災害時における防災活動を行なうものとする。</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(1) 防災組織の普及</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者</u>の把握</p> <p>(以下 略)</p>	<p><b>第4節 自主防災組織</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 自主防災組織の活動</b></p> <p>自主防災組織は、次の事項等を目標と定め、平常時及び災害時における防災活動を行なうものとする。</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(1) 防災組織の普及</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>の把握</p> <p>(以下 略)</p>	<p>文言整理</p>

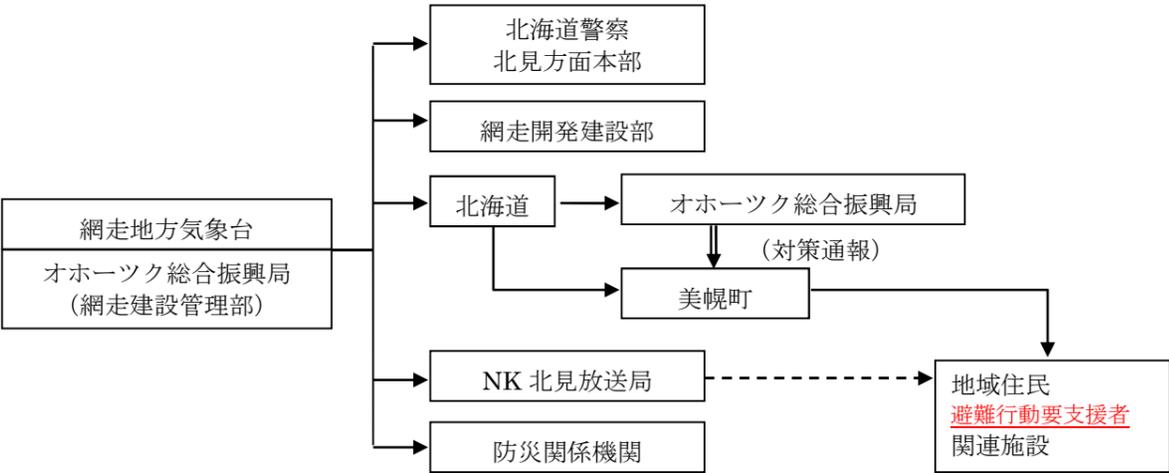
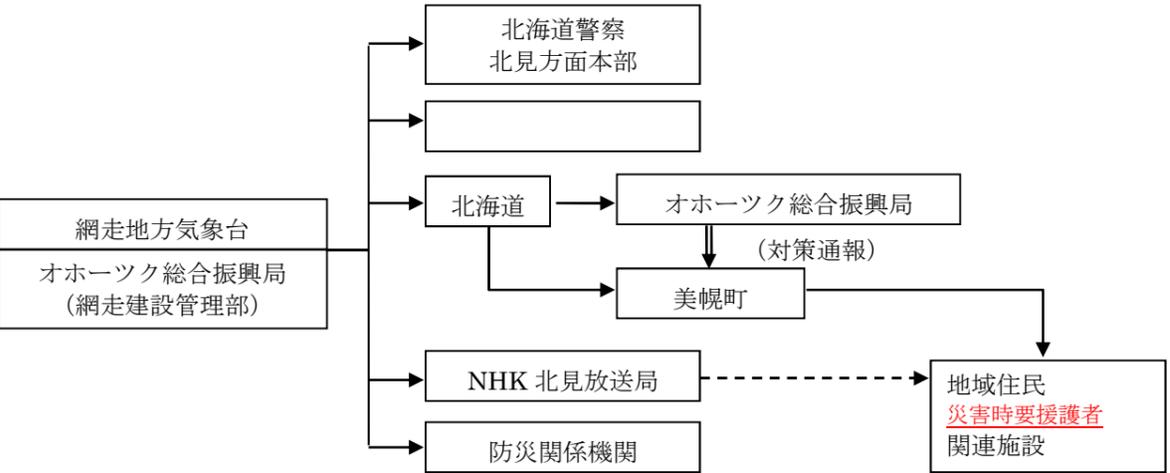
新	旧	説 明								
<p><b>第3章 情報通信計画</b></p> <p><b>第1節 気象警報等の伝達計画</b></p> <p><b>第1 特別警報・警報・注意報、発表基準及び気象情報</b></p> <p>1 種類及び発表基準</p> <p>気象に関する注意報、警報、<b>特別警報</b>及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行うもので、注意報、<b>警報及び特別警報</b>の種類、発表基準、伝達方法等は次によるものとする。</p> <p>(1) 気象<b>特別警報</b>・警報・注意報</p> <p><u>ア 気象特別警報（警報発表基準については別表第1のとおり）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"><b>大雨特別警報</b></td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>暴風特別警報</b></td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>暴風雪特別警報</b></td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>大雪特別警報</b></td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> </table> <p><b>イ</b> 気象警報（警報発表基準については別表第1のとおり） （以下 略）</p> <p><b>ウ</b> 気象注意報（注意報の発表基準は別表第1のとおり） （以下 略）</p> <p><b>エ</b> 地面現象警報及び注意報 （以下 略）</p> <p><b>オ</b> 浸水警報及び注意報 （以下 略）</p> <p><b>カ</b> 洪水警報及び注意報 （以下 略）</p> <p><b>キ</b> 火災気象通報 （以下 略）</p>	<b>大雨特別警報</b>	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	<b>暴風特別警報</b>	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	<b>暴風雪特別警報</b>	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	<b>大雪特別警報</b>	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	<p><b>第3章 情報通信計画</b></p> <p><b>第1節 気象警報等の伝達計画</b></p> <p><b>第1 警報・注意報、発表基準及び気象情報</b></p> <p>1 種類及び発表基準</p> <p>気象に関する注意報、警報、及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行うもので、注意報、警報の種類、発表基準、伝達方法等は次によるものとする。</p> <p>(1) 気象警報・注意報</p> <p><b>ア</b> 気象警報（警報発表基準については別表第1のとおり） （以下 略）</p> <p><b>イ</b> 気象注意報（注意報の発表基準は別表第1のとおり） （以下 略）</p> <p><b>ウ</b> 地面現象警報及び注意報 （以下 略）</p> <p><b>エ</b> 浸水警報及び注意報 （以下 略）</p> <p><b>オ</b> 洪水警報及び注意報 （以下 略）</p> <p><b>カ</b> 火災気象通報 （以下 略）</p>	<p>気象台意見による修正</p>
<b>大雨特別警報</b>	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。									
<b>暴風特別警報</b>	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。									
<b>暴風雪特別警報</b>	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。									
<b>大雪特別警報</b>	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。									

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p>2 気象情報等</p> <p>(1) 網走・北見・紋別地方気象情報            気象の予報等について、<u>特別警報</u>・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、<u>特別警報</u>・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を<u>補完的に</u>解説する場合等に発表する。</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報            北海道オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が<u>さらに</u>高まった時、<u>市町村</u>長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</p> <p>(3) 記録的短時間大雨情報            網走・北見・紋別地方で、数年に一度程度しか発生しないような<u>猛烈な</u>短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。</p> <p>(4) 竜巻注意情報            積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生<u>しやすい気象状況になっている時に、発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</u>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p><u>(5) 台風に関する気象情報</u>  <u>北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する。</u></p>	<p>2 気象情報等</p> <p>(1) 網走・北見・紋別地方気象情報            気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報            北海道オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、<u>市長</u>長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</p> <p>(3) 記録的短時間大雨情報            網走・北見・紋別地方で、数年に一度程度しか発生しないような<u>激しい</u>短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。</p> <p>(4) 竜巻注意情報            積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生<u>する可能性が高まった時に、網走・北見・紋別地方に</u>発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>	<p>気象台意見による修正</p>

新	旧	説明										
<p>別表第1 <b>特別警報</b>・警報・注意報の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="210 296 1371 722"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p> <p>※ <u>特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。</u></p> <p>※ 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風雪警報、暴風雪警報、強風注意報、<u>風雪</u>注意報及び記録的短時間大雨<u>情報</u>では、基準における「・・・以上」の「以上」を、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。</p> <p>なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>※ <u>大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。</u></p> <p>※ 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。</p> <p>※ 洪水の欄中、「〇〇川流域＝30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。</p> <p>※ <u>洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</u></p>	種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。	暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	<p>別表第1 警報・注意報の発表基準</p> <p>(以下 略)</p> <p>※ 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風雪警報、暴風雪警報、強風注意報、<u>雪害</u>注意報及び記録的短時間大雨<u>注意報</u>では、基準における「・・・以上」の「以上」を、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。</p> <p>なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>※ 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。</p> <p>※ 洪水の欄中、「〇〇川流域＝30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。</p>	<p>気象台意見による修正</p>
種類	発表基準											
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。											
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。											
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。											
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。											

新	旧	説明
<p>第2 気象情報伝達系統</p> <p>※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。          ※ (気象業務法第15条第1項)          → (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達          ※ 各自治会、部会連合会、自治会防災会の名称、代表者氏名、連絡方法等については、美幌町役場<u>まちづくり</u>グループ(住民活動担当)で把握しておくものとする。</p>	<p>第2 気象情報伝達系統</p> <p>※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先。          ※ 各自治会、部会連合会、自治会防災会の名称、代表者氏名、連絡方法等については、美幌町役場<u>住民活動</u>グループ(住民活動担当)で把握しておくものとする。</p>	<p>気象台意見による修正</p> <p>組織改編</p>

新	旧	説明
<p>第3 (略)</p> <p>第4 土砂災害警報情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、町長が防災活動・避難勧告等の判断や住民の自主避難判断の参考となるよう、オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。伝達は次の系統により行う。</p>  <pre> graph TD     A["網走地方気象台 オホーツク総合振興局 (網走建設管理部)"] --&gt; B["北海道警察 北見方面本部"]     A --&gt; C["網走開発建設部"]     A --&gt; D["北海道"]     A --&gt; E["オホーツク総合振興局"]     A --&gt; F["NK 北見放送局"]     A --&gt; G["防災関係機関"]     D --&gt; E     E -- "(対策通報)" --&gt; H["美幌町"]     H --&gt; I["地域住民 避難行動要支援者 関連施設"]     F -.-&gt; I     </pre>	<p>第3 (略)</p> <p>第4 土砂災害警報情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、町長が防災活動・避難勧告等の判断や住民の自主避難判断の参考となるよう、オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。伝達は次の系統により行う。</p>  <pre> graph TD     A["網走地方気象台 オホーツク総合振興局 (網走建設管理部)"] --&gt; B["北海道警察 北見方面本部"]     A --&gt; C[" "]     A --&gt; D["北海道"]     A --&gt; E["オホーツク総合振興局"]     A --&gt; F["NHK 北見放送局"]     A --&gt; G["防災関係機関"]     D --&gt; E     E -- "(対策通報)" --&gt; H["美幌町"]     H --&gt; I["地域住民 災害時要援護者 関連施設"]     F -.-&gt; I     </pre>	<p>文言整理</p>

新	旧	説 明												
<p><b>第2節 災害通信計画計画</b></p> <p>災害時における災害情報及び被害報告等の通信方法並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速に行うための通信施設の利用等の計画である。</p> <p><b>第1 通信方法</b></p> <p>災害時における通信方法は、美幌町及びオホーツク総合振興局は防災無線により、その他の機関は東日本電信電話㈱の電話によることを原則とする。</p> <p>東日本電信電話㈱が使用不能な場合は、無線又は他の有線通信施設を使用する。</p> <p>なお、これも使用不能な場合は、自動車又は徒歩等により連絡するものとする。</p> <p>1 電 話</p> <p>災害において、非常電話、緊急電話のため市外通話を申込みする場合、東日本電信電話㈱の承認を得た次の表の加入電話を使用するものとする。</p> <p>○非常通話用緊急電話</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">非 常 通 話 用 緊 急 電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">役 場</td> <td>7 3 - 1 1 1 5 総務グループ 7 3 - 1 1 1 6 <u>保健福祉グループ (健康推進)</u> 7 3 - 1 1 1 7 <u>総務グループ</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消 防 署</td> <td>7 3 - 1 2 1 1 7 3 - 1 2 1 2</td> </tr> </tbody> </table>	非 常 通 話 用 緊 急 電 話 番 号		役 場	7 3 - 1 1 1 5 総務グループ 7 3 - 1 1 1 6 <u>保健福祉グループ (健康推進)</u> 7 3 - 1 1 1 7 <u>総務グループ</u>	消 防 署	7 3 - 1 2 1 1 7 3 - 1 2 1 2	<p><b>第2節 災害通信計画計画</b></p> <p>災害時における災害情報及び被害報告等の通信方法並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速に行うための通信施設の利用等の計画である。</p> <p><b>第1 通信方法</b></p> <p>災害時における通信方法は、美幌町及びオホーツク総合振興局は防災無線により、その他の機関は東日本電信電話㈱の電話によることを原則とする。</p> <p>東日本電信電話㈱が使用不能な場合は、無線又は他の有線通信施設を使用する。</p> <p>なお、これも使用不能な場合は、自動車又は徒歩等により連絡するものとする。</p> <p>1 電 話</p> <p>災害において、非常電話、緊急電話のため市外通話を申込みする場合、東日本電信電話㈱の承認を得た次の表の加入電話を使用するものとする。</p> <p>○非常通話用緊急電話</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">非 常 通 話 用 緊 急 電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">役 場</td> <td>7 3 - 1 1 1 5 <u>(内線 2 1 0)</u> 総務グループ <u>総務主幹</u> 7 3 - 1 1 1 6 <u>(内線 3 0 3)</u> <u>学校教育グループ総務担当</u> 7 3 - 1 1 1 7 <u>(内線 2 7 1)</u> <u>水道グループ営業担当</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消 防 署</td> <td>7 3 - 1 2 1 1 7 3 - 1 2 1 2</td> </tr> </tbody> </table>	非 常 通 話 用 緊 急 電 話 番 号		役 場	7 3 - 1 1 1 5 <u>(内線 2 1 0)</u> 総務グループ <u>総務主幹</u> 7 3 - 1 1 1 6 <u>(内線 3 0 3)</u> <u>学校教育グループ総務担当</u> 7 3 - 1 1 1 7 <u>(内線 2 7 1)</u> <u>水道グループ営業担当</u>	消 防 署	7 3 - 1 2 1 1 7 3 - 1 2 1 2	<p>修正</p>
非 常 通 話 用 緊 急 電 話 番 号														
役 場	7 3 - 1 1 1 5 総務グループ 7 3 - 1 1 1 6 <u>保健福祉グループ (健康推進)</u> 7 3 - 1 1 1 7 <u>総務グループ</u>													
消 防 署	7 3 - 1 2 1 1 7 3 - 1 2 1 2													
非 常 通 話 用 緊 急 電 話 番 号														
役 場	7 3 - 1 1 1 5 <u>(内線 2 1 0)</u> 総務グループ <u>総務主幹</u> 7 3 - 1 1 1 6 <u>(内線 3 0 3)</u> <u>学校教育グループ総務担当</u> 7 3 - 1 1 1 7 <u>(内線 2 7 1)</u> <u>水道グループ営業担当</u>													
消 防 署	7 3 - 1 2 1 1 7 3 - 1 2 1 2													

新	旧	説明
<p><b>第4章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 防災知識の普及・啓発計画</b></p> <p>防災活動の的確かつ円滑な実施を図るための防災知識の普及・啓発についての計画である。</p> <p><b>第1 防災知識の普及・啓発</b></p> <p>1 町は、道及び防災関係機関と協力して、職員に対して防災に関する体制、対策等について講演会等を開催するとともに、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及啓発を図る。</p> <p><u>また、職員向けの災害対応マニュアルの整備を図り、災害対応が迅速かつ効果的に機能できるように強化を図る。</u></p> <p>2 町は、道及び防災関係機関と協力して、一般町民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p>(1) 啓発内容</p> <p>(ア～キ 略)</p> <p>ク 高齢者、障がい者などの<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>(以下 略)</p>	<p><b>第4章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 防災知識の普及・啓発計画</b></p> <p>防災活動の的確かつ円滑な実施を図るための防災知識の普及・啓発についての計画である。</p> <p><b>第1 防災知識の普及・啓発</b></p> <p>1 町は、道及び防災関係機関と協力して、職員に対して防災に関する体制、対策等について講演会等を開催するとともに、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>2 町は、道及び防災関係機関と協力して、一般町民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p>(1) 啓発内容</p> <p>(ア～キ 略)</p> <p>ク 高齢者、障がい者などの<u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>(以下 略)</p>	<p>追加</p> <p>文言整理</p>

新	旧	説明
<p><b>第2節 (略)</b></p> <p><b>第3節 重要警戒区域及び整備計画</b></p> <p>災害の未然防止のための施設整備促進及び災害時における迅速かつ的確な防災対策を実施するため、防災上警戒を必要とする区域はこの計画の定めるところによる。</p> <p>第1～4 略</p> <p><b>第5 土砂災害(特別)警戒区域</b></p> <p><u>土砂災害(特別)警戒区域は、別表3のとおりである。</u></p> <p><u>1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進</u></p> <p><u>(1) 土砂災害警戒区域における対策</u></p> <p><u>① 北海道は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という)に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地を調査し、町の意見を聴いて土砂災害警戒区域の指定に努めるとともに、必要な情報を町に提供する。</u></p> <p><u>② 町は、地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項など、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を配布する。</u></p> <p><u>③ 町は、北海道と協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 土砂災害特別警戒区域における対策</u></p> <p><u>北海道は、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域農地、建築物に損壊が生じ、住民等の身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を、町の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(1) 住宅分譲地や社会福祉施設等のための開発行為に関する許可</u></p> <p><u>(2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制</u></p> <p><u>(3) 土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物に対する移転等の勧告</u></p> <p><u>(4) 勧告による移転者への融資、資金の確保</u></p>	<p><b>第2節 (略)</b></p> <p><b>第3節 重要警戒区域及び整備計画</b></p> <p>災害の未然防止のための施設整備促進及び災害時における迅速かつ的確な防災対策を実施するため、防災上警戒を必要とする区域はこの計画の定めるところによる。</p> <p>第1～4 略</p>	<p>P16</p> <p>土砂災害防止法一部改正の反映</p>

新					旧			説明																																																																																									
<p><b>別表3 土砂災害(特別)警戒区域</b></p> <p><b>1 急傾斜地の崩壊</b> <span style="float: right;">平成29年2月24日現在</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>市町村</th> <th>所在地</th> <th>区域の名称</th> <th>区域番号</th> <th>指定年月日</th> <th>警戒区域</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="9" style="text-align: center;">美幌町</td> <td>美禽</td> <td>美幌美禽1</td> <td>Ⅱ-7-60-1907</td> <td>平成29年2月24日</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>報徳</td> <td>美幌報徳1</td> <td>Ⅱ-7-62-1909</td> <td>平成29年2月24日</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>報徳</td> <td>美幌報徳2</td> <td>Ⅱ-7-63-1910</td> <td>平成29年2月24日</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>報徳</td> <td>美幌報徳3</td> <td>Ⅱ-7-64-1911</td> <td>平成29年2月24日</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>田中</td> <td>美幌田中、都橋</td> <td>Ⅱ-7-67-1914</td> <td>平成29年2月24日</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>報徳</td> <td>美幌報徳4</td> <td>Ⅱ-7-23-659</td> <td>平成29年2月24日</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>報徳</td> <td>美幌報徳5</td> <td>Ⅱ-7-23-660</td> <td>平成29年2月24日</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>報徳</td> <td>美幌報徳6</td> <td>Ⅱ-7-23-661</td> <td>平成29年2月24日</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>報徳</td> <td>美幌報徳7</td> <td>Ⅱ-7-23-662</td> <td>平成29年2月24日</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 土石流</b> <span style="float: right;">平成29年2月24日現在</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>市町村</th> <th>所在地</th> <th>区域の名称</th> <th>区域番号</th> <th>指定年月日</th> <th>警戒区域</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>美幌町</td> <td>美禽</td> <td>ポント沢川</td> <td>Ⅱ-71-0890</td> <td>平成29年2月24日</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								番号	市町村	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域	1	美幌町	美禽	美幌美禽1	Ⅱ-7-60-1907	平成29年2月24日	○	○	2	報徳	美幌報徳1	Ⅱ-7-62-1909	平成29年2月24日	○	○	3	報徳	美幌報徳2	Ⅱ-7-63-1910	平成29年2月24日	○	○	4	報徳	美幌報徳3	Ⅱ-7-64-1911	平成29年2月24日	○	○	5	田中	美幌田中、都橋	Ⅱ-7-67-1914	平成29年2月24日	○	○	6	報徳	美幌報徳4	Ⅱ-7-23-659	平成29年2月24日	○	○	7	報徳	美幌報徳5	Ⅱ-7-23-660	平成29年2月24日	○		8	報徳	美幌報徳6	Ⅱ-7-23-661	平成29年2月24日	○	○	9	報徳	美幌報徳7	Ⅱ-7-23-662	平成29年2月24日	○	○	番号	市町村	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域	1	美幌町	美禽	ポント沢川	Ⅱ-71-0890	平成29年2月24日	○			
番号	市町村	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域																																																																																										
1	美幌町	美禽	美幌美禽1	Ⅱ-7-60-1907	平成29年2月24日	○	○																																																																																										
2		報徳	美幌報徳1	Ⅱ-7-62-1909	平成29年2月24日	○	○																																																																																										
3		報徳	美幌報徳2	Ⅱ-7-63-1910	平成29年2月24日	○	○																																																																																										
4		報徳	美幌報徳3	Ⅱ-7-64-1911	平成29年2月24日	○	○																																																																																										
5		田中	美幌田中、都橋	Ⅱ-7-67-1914	平成29年2月24日	○	○																																																																																										
6		報徳	美幌報徳4	Ⅱ-7-23-659	平成29年2月24日	○	○																																																																																										
7		報徳	美幌報徳5	Ⅱ-7-23-660	平成29年2月24日	○																																																																																											
8		報徳	美幌報徳6	Ⅱ-7-23-661	平成29年2月24日	○	○																																																																																										
9		報徳	美幌報徳7	Ⅱ-7-23-662	平成29年2月24日	○	○																																																																																										
番号	市町村	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域																																																																																										
1	美幌町	美禽	ポント沢川	Ⅱ-71-0890	平成29年2月24日	○																																																																																											
<p>第4節～7節 (略)</p>																																																																																																	

新	旧	説明
<p><b>第8節 防災訓練計画</b></p> <p>災害時における応急対策を円滑かつ迅速に遂行することを目的として、町防災組織が単独、又は関係機関、自主防災組織等と緊密な連携のもとに総合的かつ計画的な防災訓練を実施するための計画である。</p> <p><b>第1 訓練の種別</b></p> <p>訓練の種別は、次のとおりであるが、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立にも重点を置き実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防訓練</li> <li><u>2 土砂災害に係る避難訓練</u></li> <li>3 消防訓練</li> <li>4 災害通信連絡訓練</li> <li>5 避難救出訓練</li> <li>6 非常招集訓練</li> <li>7 総合訓練</li> <li>8 その他災害に関する訓練</li> </ol> <p><b>第2 水防訓練</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第3 土砂災害に係る避難訓練</b></p> <p><u>「第4章 第3節 重要警戒区域及び整備計画 第5 土砂災害（特別）警戒区域」に基づき土砂災害に係る避難訓練を実施する。</u></p> <p><b>第4 消防訓練</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第5 災害通信連絡訓練</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第6 避難救出訓練</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第7 非常招集訓練</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第8 総合訓練</b></p> <p>第2から第7までの各種訓練を組み合わせた総合的な訓練を行う。 実施機関は、本部が主体となり関係防災機関が協力する。</p> <p><b>第9 その他災害に関する訓練</b></p> <p>(以下 略)</p>	<p><b>第8節 防災訓練計画</b></p> <p>災害時における応急対策を円滑かつ迅速に遂行することを目的として、町防災組織が単独、又は関係機関、自主防災組織等と緊密な連携のもとに総合的かつ計画的な防災訓練を実施するための計画である。</p> <p><b>第1 訓練の種別</b></p> <p>訓練の種別は、次のとおりであるが、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立にも重点を置き実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防訓練</li> <li>2 消防訓練</li> <li>3 災害通信連絡訓練</li> <li>4 避難救出訓練</li> <li>5 非常招集訓練</li> <li>6 総合訓練</li> <li>7 その他災害に関する訓練</li> </ol> <p><b>第2 水防訓練</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第3 消防訓練</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第4 災害通信連絡訓練</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第5 避難救出訓練</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第6 非常招集訓練</b></p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第7 総合訓練</b></p> <p>第2から第6までの各種訓練を組み合わせた総合的な訓練を行う。 実施機関は、本部が主体となり関係防災機関が協力する。</p> <p><b>第8 その他災害に関する訓練</b></p> <p>(以下 略)</p>	<p>追加</p>

新	旧	説明
<p><b>第9節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備</b></p> <p>町は、災害時において町民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。</p> <p><b>第1 食料その他の物資の確保</b></p> <p>1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。</p> <p>また、町は応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備に努める。</p> <p>2 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、「<u>最低3日間、推奨1週間</u>」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・<u>簡易トイレ</u>、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を図る。</p>	<p><b>第9節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備</b></p> <p>町は、災害時において町民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。</p> <p><b>第1 食料その他の物資の確保</b></p> <p>1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。</p> <p>また、町は応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備に努める。</p> <p>2 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、<u>3日分</u>の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を図る。</p>	<p>道防災計画に準じた修正</p>

新	旧	説明
<p><b>第5章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節～第5節 (略)</b></p> <p><b>第6節 避難救出計画</b></p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため、町長等避難の実施責任者が必要と認める地域住民に対し避難のための立退きを勧告し、あるいは指示し、又は避難所を開設するための計画及び生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を救出し、保護することに関する計画は、本計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 避難計画</b></p> <p>1 避難実施責任者</p> <p><u>風水害、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められるときは、避難実施責任者は次により避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。特に町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援プランの作成などにより、避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告・指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。</u></p> <p><u>なお、避難するための避難情報の提供や勧告・指示（緊急）を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>町長</u></p> <p>災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、又は指示するとともに立退き先を指示する<u>とともに避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長に報告する。そのため、的確に避難勧告等を実施し、伝達が可能となるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備を図ることとし、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、日頃から住民等への周知に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>警察官</u></p> <p>町長が指示するいとまがないとき、又は町長から要請があったときに避難のための立退きを指示する。<u>その場合、直ちに町長に通知するものとする。</u></p>	<p><b>第5章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節～第5節 (略)</b></p> <p><b>第6節 避難救出計画</b></p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため、町長等避難の実施責任者が必要と認める地域住民に対し避難のための立退きを勧告し、あるいは指示し、又は避難所を開設するための計画及び生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を救出し、保護することに関する計画は、本計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 避難計画</b></p> <p>1 避難実施責任者</p> <p>(1) <u>町（総括：総務・住民活動班、担当：環境生活班、税務班、各部予備班）</u></p> <p>災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、又は指示するとともに立退き先を指示する。</p> <p>(2) <u>警察官</u></p> <p>町長が指示するいとまがないとき、又は町長から要請があったときに避難のための立退きを指示する。</p>	<p>道防災計画に準じた修正</p>

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p>(3) 知事又はその命を受けた道職員</p> <p>(以下 略)</p> <p><u>2 避難実施責任者の職務代理</u>  <u>災害発生時における避難実施責任者である町長の職務代理者の順位は次の通りとする。</u></p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 2em;"><u>第1順位</u></span> <span style="margin-right: 2em;"><u>第2順位</u></span> <span style="margin-right: 2em;"><u>第3順位</u></span>  <u>町長 → 副町長 → 教育長 → 総務部長</u> </p> <p><b>第2 避難の勧告、指示区分の基準</b>                      避難の勧告及び指示 <u>(緊急)</u> は、事前避難勧告と急を要する場合の緊急避難指示に区分し次のように定める。</p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第3 避難勧告、指示<u>(緊急)</u>の伝達方法</b>                      1 勧告指示事項</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 伝達方法  <u>避難行動に確実に結びつけるため、避難行動支援者に配慮するなど多様な手段を利用して伝達に努める。</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 町防災メール配信システム(あんしんねっとびほろ)による伝達。</u>  <u>メール機能を活用し、登録者に対し伝達する。</u></p>	<p>(3) 知事又はその命を受けた道職員</p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第2 避難の勧告、指示区分の基準</b>                      避難の勧告及び指示は、事前避難勧告と急を要する場合の緊急避難指示に区分し次のように定める。</p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第3 避難勧告、指示の伝達方法</b>                      1 勧告指示事項</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 伝達方法</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>職務代理者の設定</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>伝達方法の見直し、追加</p>

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p><b>第4 避難場所の位置及び周知</b></p> <p>避難場所は、<u>切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所に区分し、災害の種別、規模、避難人口その他の情勢を判断し指定するが、災害の規模や情勢により避難が困難な場合は、他の場所、施設を速やかに指示する。</u></p> <p><u>また、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきについて、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>1 <u>指定緊急避難場所（別表）</u></p> <p><u>町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定する。</u></p> <p>2 <u>指定避難所（別表）</u></p> <p><u>町長は、災害が発生した場合に避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として指定する。</u></p> <p>3 避難所の周知</p> <p>(以下 略)</p>	<p><b>第4 避難所の位置及び周知</b></p> <p>避難所は、<u>緊急避難のための一時避難所と収容避難のための避難所に区分し、災害の種別、規模、避難人口その他の情勢を判断し、あらかじめ定められている避難収容施設の中から指定する。</u></p> <p>1 <u>一時避難場所（別表）</u></p> <p><u>避難者が一時的に避難する最寄りの公園、広場等で、原則として給食等を行わず、1人当たりの必要面積は3㎡を基準として設定するものである。</u></p> <p>2 <u>避難所（別表）</u></p> <p><u>避難者を収容するための施設であり、容易に給食、物資を搬送できる場所で、原則として3㎡につき1人を基準として設定し収容することができる建物とする。</u></p> <p><u>なお、冬期間等、一時避難場所が使用に適さない状態の時は、収容避難所を一時避難場所として使用するものとする。</u></p> <p>3 避難所の周知</p> <p>(以下 略)</p>	<p>道防災計画に準じた修正</p>

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新										旧										説明
別表 指定緊急避難場所・指定避難所一覧										別表 一時避難場所及び避難所										道 防 災 計 画 に 準 じ た 修 正
No.	施設名	所在地	指定緊急避難所						指定避難所	自治会名	一時避難場所(屋外)		避難所(屋内)							
			洪水 屋内	地震 屋内	土砂 屋内	洪水 屋外	地震 屋外	土砂 屋外			避難場所	所在地	避難場所	所在地	面積(㎡)	人数				
1	あおやま南公園	青山南25	—	—	—	—	—	—	兼	青山南	あおやま南公園	青山南25	旭小学校	稲美140	5,658	800				
2	青稲地区ふれあい会館	稲美68	○	○	○	○	○	○	兼		あおやま南公園 青稲地区ふれあい会館駐車場	稲美68	あさひ体育センター	稲美137	821	250				
3	みなみまち広場	東2条南3丁目1-1	—	—	—	○	○	○		青山北			美幌中学校	稲美130	5,660	650				
4	あさひ体育センター	稲美137	○	○	○	○	○	○	兼				青稲地区ふれあい会館	稲美68	308	55				
5	スポーツセンター	大通南5丁目	○	×	○	○	○	○		南1、南2	みなみまち広場	東2条南3丁目1-1	老人憩の家	青山北2	324	50				
6	あおやま公園	青山北1-1	—	—	—	○	○	○		南町東			スポーツセンター	大通南5丁目15	3,381	600				
7	仲町中央集会所	仲町2丁目	—	—	—	○	○	○		南3西	スポーツセンター駐車場	大通南5丁目	美幌小学校	西2条北4丁目1-1	8,431	1,000				
8	コミュニティセンター	新町1丁目37	○	○	○	○	○	○	兼	元町	美幌小学校グラウンド	西2条北4丁目1-1	スポーツセンター	大通南5丁目15	3,381	600				
9	地域振興センター	栄町3丁目2	○	○	○	○	○	○	兼	元町北	スポーツセンター駐車場	大通南5丁目	美幌小学校	西2条北4丁目1-1	8,431	1,000				
10	ひまわり公園	新町1丁目37	—	—	—	○	○	○		北1	美幌小学校グラウンド	西2条北4丁目1-1	美幌小学校	西2条北4丁目1-1	8,431	1,000				
11	ひがしまち公園	東町1丁目12	—	—	—	○	○	○		北2、北3、北4	美幌小学校グラウンド	西2条北4丁目1-1	美幌中央保育所	仲町1丁目142	538	120				
12	みつはし北公園	三橋町2丁目11	—	—	—	×	○	○		仲1東、仲1西	美幌小学校グラウンド	西2条北4丁目1-1	美幌保育園	西1条北2丁目	490	100				
13	みつはしふれあい公園	三橋町南12	—	—	—	○	○	○		仲2			北中学校	鳥里4丁目1	7,321	720				
14	老人憩の家	青山北2	○	×	○	○	○	○		旭東	東陽小学校グラウンド	栄町3丁目6	東陽小学校	栄町3丁目6	6,347	800				
15	みその公園	稲美64	—	—	—	○	○	○		新町1	ひまわり公園	新町1丁目37	東陽保育園	栄町3丁目7	514	110				
16	いなみ北公園	日の出1丁目29	—	—	—	×	○	○		新町2、新町3	コミュニティセンター前庭	新町1丁目37	地域振興センター	栄町3丁目2	492	75				
17	あさひ公園	稲美100	—	—	—	○	○	○		美里	コミュニティセンター前庭	新町1丁目37	旭小学校	稲美140	5,658	800				
18	あさひ広場公園	稲美137	—	—	—	○	○	○		鳥里、日甜	北中学校グラウンド	鳥里4丁目1	あさひ体育センター	稲美137	821	250				
19	美富団地公園	美富56	—	—	—	○	○	○		栄町東、栄町西	東陽小学校グラウンド	栄町3丁目6	美幌中学校	稲美130	5,660	650				
20	みとみ公園	美富7	—	—	—	○	○	○		東町	ひがしまち公園	東町1丁目12	老人憩の家	青山北2	324	50				
21	報徳地区農作業準備休憩施設	報徳317	○	○	○	○	○	○	兼	寿	みつはし北公園	三橋町2丁目11	旭小学校	稲美140	5,658	800				
22	田中地区農作業準備休憩施設	田中468	○	○	○	○	○	○	兼	三橋	みつはしふれあい公園	三橋南12	あさひ体育センター	稲美137	821	250				
23	ひなみ地域センター	日並92	○	×	○	○	○	○		東栄			美幌中学校	稲美130	5,660	650				
24	古梅総合センター	古梅236	○	×	○	○	○	○		自衛隊官舎	美幌中学校グラウンド	稲美130	旭小学校	稲美140	5,658	800				
25	豊富地区農作業準備休憩施設	豊富192	○	○	○	○	○	○	兼	日の出	みその公園	稲美64	あさひ体育センター	稲美137	821	250				
26	都橋地区構造改善センター	都橋	—	—	—	○	○	○		新興、報徳南	美幌中学校グラウンド	稲美130	美幌中学校	稲美130	5,660	650				
27	駒生ふれあいセンター	駒生109	—	—	—	○	○	○		瑞治、瑞光団地	美幌高校前庭	報徳94	美幌高校	報徳94	5,460	500				
28	母と子の家	美富416-12	—	—	—	○	○	○		旭田地	あさひ公園	稲美105-6	旭小学校	稲美140	5,658	800				
29	美幌みらい農業センター	美富29	—	—	—	○	○	○			旭小学校グラウンド	稲美140	あさひ体育センター	稲美137	821	250				
30	てん菜共同育苗施設	豊幌36	—	—	—	○	○	○		美園	旭小学校グラウンド	稲美140	旭小学校	稲美140	5,658	800				
31	登栄集会所	登栄102	—	—	—	○	○	○			青稲地区ふれあい会館駐車場	稲美68	あさひ体育センター	稲美137	821	250				
32	旧栄森自然の家	栄森37	—	—	—	○	○	○		幸	あおやま南公園	青山25	美幌中学校	稲美130	5,660	650				
33	美和南会館	美和355	—	—	—	○	○	○			青稲地区ふれあい会館	稲美68	青稲地区ふれあい会館	稲美68	308	55				
34	美和北会館	美和32	—	—	—	○	○	○												
35	昭野会館	昭野151-3	—	—	—	○	○	○												
36	美幌博物館(みどりの村駐車場)	美富204	○	○	○	○	○	○	兼											
37	高野構造改善センター	高野184	—	—	—	○	○	○												
38	豊岡自治会館	豊岡278-2	○	○	×	○	×	×												
39	町民会館(びほーる)	東2条北4丁目9-9	○	○	○	○	○	○	兼											
40	美幌中学校	稲美130	○	○	○	○	○	○	兼											
41	北中学校	鳥里4丁目1	×	○	○	×	○	○	兼											
42	美幌小学校	西2条北4丁目1-1	○	○	○	○	○	○	兼											
43	東陽小学校	栄町3丁目6	○	○	○	○	○	○	兼											
44	旭小学校	稲美140	○	○	○	○	○	○	兼											
45	美幌高校	報徳94	○	○	○	○	○	○	兼											
46	美幌中央保育所	仲町1丁目142	○	○	○	○	○	○	兼											
47	美幌保育園	西1条北2丁目	○	○	○	○	○	○	兼											
48	東陽保育園	栄町4丁目	○	×	○	○	○	○												
49	福住保育所	福住635	○	×	○	○	○	○												
50	しゃきっとプラザ(臨時避難所)	東3条北2丁目1	○	○	○	○	○	○	兼											

新	旧						説明
	別表 <span style="color: red;">一時避難場所及び避難所</span>						
自治会名	一時避難場所(屋外)		避難所(屋内)				
	避難場所	所在地	避難場所	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	総人員	
緑ヶ丘 美富北 野幌7地	美富団地内公園	美富 56	スポーツセンター	大通南 5 丁目	3,381	600	
報徳北	報徳地区農作業準備休憩施設 前庭	報徳 317	報徳地区農作業準備休憩 施設	報徳 317	947	150	
田中	田中地区農作業準備休憩施設 前庭	田中 468	田中地区農作業準備休憩 施設	田中 468	1,091	120	
日並	ひなみ地域センターグラウン ド	日並 92	ひなみ地域センター	日並 92	430	45	
古梅	古梅総合センターグラウン ド	古梅 236	古梅総合センター	古梅 236	496	120	
豊富、福住	旧豊富小学校グラウンド	福住 635	福住へき地保育所 豊富地区農作業準備休憩施設	福住 635 豊富 192	122 73	35 17	
都橋	都橋地区構造改善センター駐車 場	都橋	旭小学校	稲美 140	5,658	800	
駒生	駒生ふれあいセンター駐車 場	駒生 109	あさひ体育センター	稲美 137	821	250	
稲美	旭小学校グラウンド	稲美 140	美幌中学校	稲美 130	5,660	650	
美幸	あさひ広場公園 青稲地区ふれあい会館駐車 場	稲美 137 稲美 68	旭小学校 あさひ体育センター 美幌中学校 青稲地区ふれあい会館	稲美 140 稲美 137 稲美 130 稲美 68	5,658 821 5,660 308	800 250 650 55	
野崎	みとみ公園	美富 7 番地					
美富西、美富中 央、美富南、上町	母と子の家前庭	美富 416-12	スポーツセンター	大通南 5 丁目 15	3,381	600	
桜沢	美富から農業センター前庭	美富 29					
豊幌、豊幌旭	旧上廻幌小学校グラウンド	豊幌 36					
登米	登米集会所前庭	登米 102					
米森	旧米森自然の家前庭	米森 37					
美和南	美和南会館前庭	美和 355	美幌博物館	美富 253-4	2,641	290	
美和北	美和北会館前庭	美和 32					
昭野	昭野会館前庭	昭野 151-3					
美富	みどりの村駐車場	美富 204					
高野	高野構造改善センター前庭	高野 184					
豊岡	豊岡自治会館前庭	豊岡 278-2	豊岡自治会館	豊岡 278-2	433	50	

※ 指定された一時避難場所、避難所より直近に一時避難場所及び避難所がある場合は、その施設を活用することができる。

新	旧	説 明												
<p style="text-align: center;">福 祉 避 難 所</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">運営法人等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設アメリティ美幌</td> <td>仲町2丁目38-2</td> <td><del>社会福祉法人 恵和福祉会</del></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム緑の苑</td> <td>稲美 105-7</td> <td>社会福祉法人 恵和福祉会</td> </tr> <tr> <td>あさひ在宅ケアセンター</td> <td>稲美 105-6</td> <td>社会福祉法人 恵和福祉会</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red;">↑ 社会医療法人 恵和会</p> <p><b>第5 避難の解除</b>                  災害が鎮静又は、状況が平常に回復し危険がないと認めたときは、速やかに避難を解除し、避難者並びに関係機関等に連絡するものとする。</p> <p><b>第6 避難方法等</b></p> <p>1 避難誘導者及び経路の確保                  避難者の誘導は、本部職員及び警察官、消防職員・団員、その他指示権者の命を受けた職員が協力して行うものとし、荷物の運搬、自動車等の運転の制止等、避難道路の確保に努めるものとする。                  また、本部職員及び警察官、消防職員・団員など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとし、<u>避難立ち退きにあたって、避難誘導者は円滑な立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等避難支援プランを整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分注意する。</u></p> <p>2 避難順位及び移送等                  避難に際しては、高齢者、幼児、傷病者、<u>妊産婦</u>、障がい者等を優先させるものとし、入院患者、子供の避難及び途中で危険がある場合等その状況によっては、車両等により輸送する。                  (以下 略)</p> <p><b>第7 避難所の開設</b>                  災害発生時には、本部長は速やかに避難所を指定し、施設管理者に解錠等の連絡を行うものとする。                  なお、緊急の場合において、避難所の施設管理者は、本部長の連絡を待つ事なく、自らの判断において、避難所を開設できるものとする。                  また、指定避難所が不足する場合や避難経路に危険がある場合は、一時的に避難する施設として美幌町集会室及びそれに準じる施設を「臨時避難所」として設けることができることとする。さらに、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。                  避難状況に応じ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の<u>避難行動要支援者</u>に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。                  (以下 略)</p>	施設名	所在地	運営法人等	介護老人保健施設アメリティ美幌	仲町2丁目38-2	<del>社会福祉法人 恵和福祉会</del>	特別養護老人ホーム緑の苑	稲美 105-7	社会福祉法人 恵和福祉会	あさひ在宅ケアセンター	稲美 105-6	社会福祉法人 恵和福祉会	<p><b>第5 避難の解除</b>                  災害が鎮静又は、状況が平常に回復し危険がないと認めたときは、速やかに避難を解除し、避難者並びに関係機関等に連絡するものとする。</p> <p><b>第6 避難方法等</b></p> <p>1 避難誘導者及び経路の確保                  避難者の誘導は、本部職員及び警察官、消防職員・団員、その他指示権者の命を受けた職員が協力して行うものとし、荷物の運搬、自動車等の運転の制止等、避難道路の確保に努めるものとする。                  また、本部職員及び警察官、消防職員・団員など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものと<u>する。</u></p> <p>2 避難順位及び移送等                  避難に際しては、高齢者、幼児、傷病者、<u>婦女子</u>、障がい者等を優先させるものとし、入院患者、子供の避難及び途中で危険がある場合等その状況によっては、車両等により輸送する。                  (以下 略)</p> <p><b>第7 避難所の開設</b>                  災害発生時には、本部長は速やかに避難所を指定し、施設管理者に解錠等の連絡を行うものとする。                  なお、緊急の場合において、避難所の施設管理者は、本部長の連絡を待つ事なく、自らの判断において、避難所を開設できるものとする。                  また、指定避難所が不足する場合や避難経路に危険がある場合は、一時的に避難する施設として美幌町集会室及びそれに準じる施設を「臨時避難所」として設けることができることとする。さらに、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。                  避難状況に応じ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の<u>災害時要援護者</u>に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。                  (以下 略)</p>	<p>道防災計画に準じた修正</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p>
施設名	所在地	運営法人等												
介護老人保健施設アメリティ美幌	仲町2丁目38-2	<del>社会福祉法人 恵和福祉会</del>												
特別養護老人ホーム緑の苑	稲美 105-7	社会福祉法人 恵和福祉会												
あさひ在宅ケアセンター	稲美 105-6	社会福祉法人 恵和福祉会												

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p><b>第7節 食糧供給計画</b></p> <p>被災者及び災害応急対策に従事している者に対する主要食糧及び副食、調味料の供給並びに炊き出し等は本計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 実施責任者</b></p> <p>町長（総括：<u>財務</u>班、担当：保健福祉班・学校給食班）が行う。          救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。</p> <p><b>第2～4 略</b></p> <p><b>第5 炊き出し計画</b></p> <p>1 実施責任者          炊き出しは、<u>財務</u>班と保健福祉班、学校給食班が協力して行うものとする。</p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第6 食糧の輸送</b></p> <p>食糧の輸送は、<u>財務</u>班、社会教育班が車両等により行うものとする。</p>	<p><b>第7節 食糧供給計画</b></p> <p>被災者及び災害応急対策に従事している者に対する主要食糧及び副食、調味料の供給並びに炊き出し等は本計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 実施責任者</b></p> <p>町長（総括：<u>政策財務・契約財産</u>班、担当：保健福祉班・学校給食班）が行う。          救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。</p> <p><b>第2～4 略</b></p> <p><b>第5 炊き出し計画</b></p> <p>1 実施責任者          炊き出しは、<u>政策財務・契約財産</u>班と保健福祉班、学校給食班が協力して行うものとする。</p> <p>(以下 略)</p> <p><b>第6 食糧の輸送</b></p> <p>食糧の輸送は、<u>政策財務・契約財産</u>班、社会教育班が車両等により行うものとする。</p>	<p>組織改編</p>



新	旧	説明
<p><b>第21節 災害警備計画</b></p> <p>この計画は、町長が警察に対して応援を要請することにより、災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域の社会秩序を維持するとともに、安全を確保することを目的とする。</p> <p><b>第1 災害警備</b></p> <p>災害警備については、「北海道地域防災計画」の定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(以下 略)</p> <p>5 交通規制に関する事項</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 緊急輸送車両の交通確保</p> <p>町長(担当：財務班)は、基本法第76条の規定に基づき、北海道公安委員会が緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止した場合は、各部において使用する車両につき所轄警察署を通じ北海道公安委員会あて申請を行い、標章(様式第1)及び緊急通行車両確認証明書(様式第2)の交付を受け、輸送にあたるものとする。</p> <p>なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。</p> <p><b>第22節 自衛隊の災害派遣要請計画</b></p> <p>災害に際して、人命救助又は財産保護のため必要があると認められた場合、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する事項は、本計画の定めるところによるものとする。</p> <p><b>第1 略</b></p> <p><b>第2 災害派遣要請手続等</b></p> <p>(以下 略)</p> <p>2 担当対策班及び要請先</p> <p>本部総務部総務・まちづくり班が派遣要請を行い、関係書類はホ-ツ総合振興局長に提出する。</p> <p>なお、町長は、人命の緊急救助に関して知事(ホ-ツ総合振興局長)に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接次の指定部隊の長に通知することができる。ただし、この場合は、その後速やかに要請権者に上記1の手続きをおこなうものとする。</p> <p><b>第3 害派遣部隊の受入れ体制</b></p> <p>(以下 略)</p> <p>3 連絡責任者及び連絡員</p> <p>災害派遣部隊との連絡責任者は、本部総務・まちづくり班をあて、連絡員は、本部総務・まちづくり班員をもって充てるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p><b>第21節 災害警備計画</b></p> <p>この計画は、町長が警察に対して応援を要請することにより、災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域の社会秩序を維持するとともに、安全を確保することを目的とする。</p> <p><b>第1 災害警備</b></p> <p>災害警備については、「北海道地域防災計画」の定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(以下 略)</p> <p>5 交通規制に関する事項</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 緊急輸送車両の交通確保</p> <p>町長(担当：政策財務・契約財産班)は、基本法第76条の規定に基づき、北海道公安委員会が緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止した場合は、各部において使用する車両につき所轄警察署を通じ北海道公安委員会あて申請を行い、標章(様式第1)及び緊急通行車両確認証明書(様式第2)の交付を受け、輸送にあたるものとする。</p> <p>なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。</p> <p><b>第22節 自衛隊の災害派遣要請計画</b></p> <p>災害に際して、人命救助又は財産保護のため必要があると認められた場合、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する事項は、本計画の定めるところによるものとする。</p> <p><b>第1 略</b></p> <p><b>第2 災害派遣要請手続等</b></p> <p>(以下 略)</p> <p>2 担当対策班及び要請先</p> <p>本部総務部総務・住民活動班が派遣要請を行い、関係書類はホ-ツ総合振興局長に提出する。なお、町長は、人命の緊急救助に関して知事(ホ-ツ総合振興局長)に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接次の指定部隊の長に通知することができる。ただし、この場合は、その後速やかに要請権者に上記1の手続きをおこなうものとする。</p> <p><b>第3 害派遣部隊の受入れ体制</b></p> <p>(以下 略)</p> <p>3 連絡責任者及び連絡員</p> <p>災害派遣部隊との連絡責任者は、本部総務・住民活動班をあて、連絡員は、本部総務・住民活動班員をもって充てるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>組織改編</p>

新	旧	説明
<p><b>第6章 事故災害対策計画</b></p> <p>第1～第3節 (略)</p> <p><b>第4節 危険物等災害対策計画</b></p> <p>第1～第2 (略)</p> <p><b>第3 災害応急対策</b></p> <p>1 情報通信</p> <p>危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次に定めるところに実施するものとする。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>情報通信連絡系統</b> [毒物・劇物のみ]</p>	<p><b>第6章 事故災害対策計画</b></p> <p>第1～第3節 (略)</p> <p><b>第4節 危険物等災害対策計画</b></p> <p>第1～第2 (略)</p> <p><b>第3 災害応急対策</b></p> <p>1 情報通信</p> <p>危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次に定めるところに実施するものとする。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>情報通信連絡系統</b> [毒物・劇物のみ]</p>	<p>系統図の見直し (開発意見)</p>

新	旧	説明
<p><b>第7章 火山噴火災害対策計画</b></p> <p><b>第1 雌阿寒岳の概況</b></p> <p>雌阿寒岳（標高 1,499m）は、北海道東部の阿寒カルデラの南西部に位置し、気象庁が 24 時間体制で火山活動を常時観測・監視している活動的な火山である。</p> <p>約 1 万 3 千年前には爆発的な噴火が頻発し、火砕流や溶岩流が流下するなど、約 400 年ほど前までは規模の大きな噴火を繰り返した。</p> <p>記録に残る噴火は 1955～1966 年、1988 年、1996 年、1998 年、2006 年、2008 年にポンマチネシリ山頂火口で発生し、周辺に少量の火山灰を降らせる小規模な水蒸気爆発を繰り返している。</p> <p><b>第2 雄阿寒岳の概況</b></p> <p>雄阿寒岳（標高 1,370m）は、釧路市の北部に位置する火山で、雌阿寒岳、フップシ岳、フレベツ岳と共に阿寒カルデラの後カルデラ火山の一つである。約 8 0 0 0 年の休止期を経て、約 5 5 0 0 年前に爆発的な噴火が発生し、溶岩流が流下した。その後、約 1 0 0 0 年前までは山頂部での噴火活動は終了した。</p> <p>近年では、釧路地方気象台が 1 9 9 1 年に実施した現地観測で 1 0 個所以上の弱い噴気が認められましたが、最近では 2 0 1 1 年に札幌管区気象台が実施した。</p> <p>上空からの観測で地熱域が確認されている。</p> <p><b>第3～4 略</b></p> <p><b>第5 火山現象に関する<b>警報、予報、情報等の収集及び伝達</b></b></p> <p>1 火山現象に関する警報及び予報の<b>種類</b></p> <p>火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。</p> <p>なお、火山現象警報等の伝達は別図のとおりである。</p> <p>2 噴火警報・予報の種類</p> <p>(1) 噴火警報（<u>居住地域</u>）・噴火警報（<u>火口周辺</u>）</p> <p><u>札幌管区気象台が噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。</u></p> <p><u>「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」を発表する。「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</u></p>	<p><b>第7章 火山噴火災害対策計画</b></p> <p><b>第1 雌阿寒岳の概況</b></p> <p>雌阿寒岳（標高 1,499m）は、北海道東部の阿寒カルデラの南西部に位置し、気象庁が 24 時間体制で火山活動を常時観測・監視している活動的な火山である。</p> <p><u>歴史時代の</u>、約 1 万 3 千年前には爆発的な噴火が頻発し、火砕流や溶岩流が流下するなど、約 400 年ほど前までは規模の大きな噴火を繰り返した。</p> <p>記録に残る噴火は 1955～1966 年、1988 年、1996 年、1998 年、2006 年、2008 年にポンマチネシリ山頂火口で発生し、周辺に少量の火山灰を降らせる小規模な水蒸気爆発を繰り返している。</p> <p><b>第2 雄阿寒岳の概況</b></p> <p>雄阿寒岳（標高 1,370m）は、釧路市の北部に位置する火山で、雌阿寒岳、フップシ岳、フレベツ岳と共に阿寒カルデラの後カルデラ火山の一つである。<u>歴史時代</u>、約 8 0 0 0 年の休止期を経て、約 5 5 0 0 年前に爆発的な噴火が発生し、溶岩流が流下した。その後、約 1 0 0 0 年前までは山頂部での噴火活動は終了した。</p> <p>近年では、釧路地方気象台が 1 9 9 1 年に実施した現地観測で 1 0 個所以上の弱い噴気が認められましたが、最近では 2 0 1 1 年に札幌管区気象台が実施した。</p> <p>上空からの観測で地熱域が確認されている。</p> <p><b>第5 火山現象に関する情報等の収集及び伝達</b></p> <p>1 火山現象に関する警報及び予報</p> <p>火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。</p> <p>なお、火山現象警報等の伝達は別図のとおりである。</p> <p>2 噴火警報・予報の種類</p> <p>(1) 噴火警報</p> <p><u>札幌管区気象台火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生した生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。</u></p> <p><u>警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。</u></p>	<p>文言整理</p> <p>気象台意見による修正</p>

新	旧	説明																																																															
<p>(2) 噴火予報 札幌管区気象台<u>地域火山監視・警報センター</u>が、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。</p> <p>(3) 噴火警戒レベル <u>札幌管区気象台地域火山監視・警報センターが火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する。</u> <u>噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を火山防災協議会で協議し、道及び各該当市町村の「地域防災計画」に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。</u></p> <p><b>噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧</b> 雌阿寒岳（噴火警戒レベルが運用されている火山）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(階)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>5(避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>●大噴火が発生し、火砕流や積雪期には融雪型火山泥流が居住地域まで到達、多量の軽石や火山灰が風下側の広範囲に堆積、あるいはそのような大噴火が切迫している。 <u>過去事例</u> 約1万2千年前</td> </tr> <tr> <td>4(避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要。</td> <td>●火砕流や積雪期には火砕流に伴う融雪型火山泥流が居住地域に到達するような大噴火の発生が予想される。 <u>過去事例</u> 観測事例なし(約6千年前、約9千年前のような中噴火が発生し、さらに噴火の規模が拡大して大噴火に至る兆候がみられる場合、あるいは火砕流や融雪型泥流の影響が居住地域に及ぶ可能性がある場合)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)</td> <td rowspan="2">火口から居住地域近くまで</td> <td>3(入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。</td> <td>●中噴火が発生し、「大きな噴石」が2~3kmまで飛散、火砕流が一部の谷地形に沿って数km流下、積雪期には融雪型火山泥流が発生、軽石や火山灰が風下側山麓に堆積、あるいは溶岩流が流下。 <u>過去事例</u> 約6千年前、約9千年前 ●小噴火が発生し、「大きな噴石」が2~3kmまで飛散、火山灰等が風下側の山麓に堆積。 <u>過去事例</u> 約400年前、約700年前 ●ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)が発生し、「大きな噴石」が1~2kmまで飛散、火山灰等が風下側の山腹~山麓に降下。 <u>過去事例</u> 1959年8月、1956年5~6月 ●地震増加や地殻変動等により、中噴火、小噴火、ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)の発生が予想される。 <u>過去事例</u> 観測事例なし</td> </tr> <tr> <td>2(火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。</td> <td>●ごく小さな噴火が発生し、「大きな噴石」が火口周辺(約500m)に飛散。 <u>過去事例</u> 2006年3月21日、1998年11月、1996年11月、1988年1~2月等、20世紀中に発生したごく小さな噴火の大半 ●地震活動や熱活動の高まり等により、ごく小さな噴火の発生が予想される。 <u>過去事例</u> 2006年2月18~20日、3月11~12日:微小地震多発、微動発生 1999年:ボンマチネシリ96-1火口で急激な温度上昇 1996年8~9月:微小地震多発、1987年12月:地震増加</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>1(活火山であることに留意)</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> <td>状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。</td> <td>●火山活動は静穏。状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	レベル(階)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●大噴火が発生し、火砕流や積雪期には融雪型火山泥流が居住地域まで到達、多量の軽石や火山灰が風下側の広範囲に堆積、あるいはそのような大噴火が切迫している。 <u>過去事例</u> 約1万2千年前	4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要。	●火砕流や積雪期には火砕流に伴う融雪型火山泥流が居住地域に到達するような大噴火の発生が予想される。 <u>過去事例</u> 観測事例なし(約6千年前、約9千年前のような中噴火が発生し、さらに噴火の規模が拡大して大噴火に至る兆候がみられる場合、あるいは火砕流や融雪型泥流の影響が居住地域に及ぶ可能性がある場合)	警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●中噴火が発生し、「大きな噴石」が2~3kmまで飛散、火砕流が一部の谷地形に沿って数km流下、積雪期には融雪型火山泥流が発生、軽石や火山灰が風下側山麓に堆積、あるいは溶岩流が流下。 <u>過去事例</u> 約6千年前、約9千年前 ●小噴火が発生し、「大きな噴石」が2~3kmまで飛散、火山灰等が風下側の山麓に堆積。 <u>過去事例</u> 約400年前、約700年前 ●ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)が発生し、「大きな噴石」が1~2kmまで飛散、火山灰等が風下側の山腹~山麓に降下。 <u>過去事例</u> 1959年8月、1956年5~6月 ●地震増加や地殻変動等により、中噴火、小噴火、ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)の発生が予想される。 <u>過去事例</u> 観測事例なし	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	●ごく小さな噴火が発生し、「大きな噴石」が火口周辺(約500m)に飛散。 <u>過去事例</u> 2006年3月21日、1998年11月、1996年11月、1988年1~2月等、20世紀中に発生したごく小さな噴火の大半 ●地震活動や熱活動の高まり等により、ごく小さな噴火の発生が予想される。 <u>過去事例</u> 2006年2月18~20日、3月11~12日:微小地震多発、微動発生 1999年:ボンマチネシリ96-1火口で急激な温度上昇 1996年8~9月:微小地震多発、1987年12月:地震増加	予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。	<p>(2) 噴火予報 札幌管区気象台<u>火山監視・情報センター</u>が、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。</p> <p>(3) 噴火警戒レベル <u>火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。</u> <u>噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。</u></p> <p><b>噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧</b> 雌阿寒岳（噴火警戒レベル導入火山の場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>略称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準等</th> <th>噴火警戒レベル(警戒事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">噴火警報</td> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)</td> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合。</td> <td>レベル5(避難)</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合。</td> <td>レベル4(避難準備)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)</td> <td rowspan="2">火口周辺警報</td> <td rowspan="2">火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>居住地域の近くまでに重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合。</td> <td>レベル3(入山規制)</td> </tr> <tr> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合。</td> <td>レベル2(火口周辺規制)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>噴火予報</td> <td>—</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。</td> <td>レベル1(平常)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	略称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル(警戒事項等)	噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合。	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合。	レベル4(避難準備)	噴火警報(火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまでに重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合。	レベル3(入山規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合。	レベル2(火口周辺規制)	噴火予報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	レベル1(平常)	<p>気象台意見による修正</p>
種別	名称	対象範囲	レベル(階)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																																											
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●大噴火が発生し、火砕流や積雪期には融雪型火山泥流が居住地域まで到達、多量の軽石や火山灰が風下側の広範囲に堆積、あるいはそのような大噴火が切迫している。 <u>過去事例</u> 約1万2千年前																																																											
			4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要。	●火砕流や積雪期には火砕流に伴う融雪型火山泥流が居住地域に到達するような大噴火の発生が予想される。 <u>過去事例</u> 観測事例なし(約6千年前、約9千年前のような中噴火が発生し、さらに噴火の規模が拡大して大噴火に至る兆候がみられる場合、あるいは火砕流や融雪型泥流の影響が居住地域に及ぶ可能性がある場合)																																																											
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●中噴火が発生し、「大きな噴石」が2~3kmまで飛散、火砕流が一部の谷地形に沿って数km流下、積雪期には融雪型火山泥流が発生、軽石や火山灰が風下側山麓に堆積、あるいは溶岩流が流下。 <u>過去事例</u> 約6千年前、約9千年前 ●小噴火が発生し、「大きな噴石」が2~3kmまで飛散、火山灰等が風下側の山麓に堆積。 <u>過去事例</u> 約400年前、約700年前 ●ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)が発生し、「大きな噴石」が1~2kmまで飛散、火山灰等が風下側の山腹~山麓に降下。 <u>過去事例</u> 1959年8月、1956年5~6月 ●地震増加や地殻変動等により、中噴火、小噴火、ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)の発生が予想される。 <u>過去事例</u> 観測事例なし																																																											
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	●ごく小さな噴火が発生し、「大きな噴石」が火口周辺(約500m)に飛散。 <u>過去事例</u> 2006年3月21日、1998年11月、1996年11月、1988年1~2月等、20世紀中に発生したごく小さな噴火の大半 ●地震活動や熱活動の高まり等により、ごく小さな噴火の発生が予想される。 <u>過去事例</u> 2006年2月18~20日、3月11~12日:微小地震多発、微動発生 1999年:ボンマチネシリ96-1火口で急激な温度上昇 1996年8~9月:微小地震多発、1987年12月:地震増加																																																											
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。																																																											
	名称	略称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル(警戒事項等)																																																												
噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合。	レベル5(避難)																																																												
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合。	レベル4(避難準備)																																																												
	噴火警報(火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまでに重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合。	レベル3(入山規制)																																																												
火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合。				レベル2(火口周辺規制)																																																													
噴火予報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	レベル1(平常)																																																												

新					旧						説明
雄阿寒岳（噴火警戒レベルが運用されていない火山）					雄阿寒岳（噴火警戒レベル未導入火山の場合）						気象台意見による修正
	名称	対象範囲	発表基準	キーワード		名称	略称	対象範囲	火山活動状況等	警戒事項等	
特別警報	噴火警報 （居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒	噴火警報	噴火警報 （居住地域*）	噴火警報	居住地域* 又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域** 嚴重警戒	
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺  火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合  火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険  火口周辺危険	噴火警報 （火口周辺）	噴火警報 （火口周辺）	火口周辺警報	火口から居住地域*近くまでの広い範囲の火口周辺  火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合  火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険  火口周辺危険	
予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	活火山であることに留意	噴火予報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常	
<p>(4) 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>①降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表する。</li> <li>・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。</li> <li>・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</li> </ul> <p>②降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表する。</li> <li>・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</li> </ul> <p>③降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表する。</li> <li>・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表する。</li> <li>・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供する。</li> </ul>					<p>* 「居住地域」が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載</p> <p>** 「居住地域」が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載</p> <p>(4) 降灰予報</p> <p>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。</p>						

新	旧	説明																															
<p><b>降灰量階級ととるべき行動等</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">表現例</th> <th colspan="2">影響ととるべき行動</th> <th rowspan="2">その他の影響</th> </tr> <tr> <th>厚さ(mm)</th> <th>イメージ</th> <th>人</th> <th>道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm以上 【外出を控える】</td> <td>完全に覆われる</td> <td>視界不良となる</td> <td>外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める</td> <td>運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる</td> <td>がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm≦厚さ≦1mm 【注意】</td> <td>白線が見えにくい</td> <td>明らかに降っている</td> <td>マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある</td> <td>歩行運転する 短時間で強く振る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある (おおよそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始)</td> <td>稲等の農作物が収穫できなくなったり(※1)、鉄道のポイント故障により運転見合わせのおそれがある</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm未満</td> <td>うっすら積もる</td> <td>降っているのがよくわかる</td> <td>窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う</td> <td>フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある</td> <td>航空機の運航不可(※1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定</p> <p>(5) 火山ガス予報  <u>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</u></p> <p>3 火山現象に関する情報等          噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報で、札幌管区気象台<u>地域火山監視・警報センター</u>が発表する。</p> <p>(1) 火山の状況に関する解説情報          火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、<u>定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u></p> <p>(2) 噴火速報  <u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。</u>  <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</li> <li>・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</li> </ul>	名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	厚さ(mm)	イメージ	人	道路	多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある	やや多量	0.1mm≦厚さ≦1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	歩行運転する 短時間で強く振る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある (おおよそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり(※1)、鉄道のポイント故障により運転見合わせのおそれがある	少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可(※1)	<p>(5) 火山ガス予報  <u>火山ガスの放出が継続している場合であって、住民等に火山ガスの影響が予想されるときに発表する予報。</u></p> <p>3 火山現象に関する情報等          噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報で、札幌管区気象台<u>火山監視・情報センター</u>が発表する。</p> <p>(1) 火山の状況に関する解説情報          火山性地震や微動回数、噴火の状況等をとりまとめたもので、必要に応じて発表する。</p>	<p>気象台意見による修正</p>
名称		表現例		影響ととるべき行動			その他の影響																										
	厚さ(mm)	イメージ	人	道路																													
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある																											
やや多量	0.1mm≦厚さ≦1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	歩行運転する 短時間で強く振る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある (おおよそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり(※1)、鉄道のポイント故障により運転見合わせのおそれがある																											
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可(※1)																											

新	旧	説明
<p>(3) 火山活動解説資料                      地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。</p> <p>(4) 週間火山概況                      過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</p> <p>(5) 月間火山概況                      前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p> <p>(6) 噴火に関する火山観測報                      主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</p> <p>(以下 略)</p> <p>別図 <b>噴火警報等伝達系統図</b></p> <p>※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8号第1号の規定に基づく法定伝達先。</p>	<p>(2) 火山活動解説資料                      地図や図表等を用いて火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。</p> <p>(3) 週間火山概況                      過去一週間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月金曜日に発表する。</p> <p>(4) 月間火山概況                      前月一ヶ月の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p> <p>(5) 噴火に関する火山観測報                      噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</p> <p>(以下 略)</p> <p>別図 <b>噴火警報等伝達系統図</b></p> <p>※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先。</p>	<p>気象台意見による修正</p>

美幌町地域防災計画【一般防災編】修正比較表

新	旧	説明
<p>第6～7 略</p> <p><b>第8 雌阿寒岳火山防災協議会</b></p> <p>本町は、<u>活動火山対策特別措置法</u>に基づき、地域住民等の生命、身体及び財産を保護するため設置する<u>雌阿寒岳火山防災協議会</u>の設置市町村である。</p> <p>本町防災計画に定めのあるものの他、協議会が作成する防災計画に基づく、雌阿寒岳及び雄阿寒岳が噴火、又は噴火するおそれがある場合における適切な対処を行うものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第6～7 略</p> <p><b>第8 雌阿寒岳火山防災<u>会議</u>協議会</b></p> <p>本町は、<u>基本法第17条第1項</u>に基づき、地域住民等の生命、身体及び財産を保護するため設置する<u>雌阿寒岳火山防災<u>会議</u>協議会</u>の設置市町村である。</p> <p>本町防災計画に定めのあるものの他、協議会が作成する防災計画に基づく、雌阿寒岳及び雄阿寒岳が噴火、又は噴火するおそれがある場合における適切な対処を行うものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>組織名称 変更</p>